

厚岸町議会 第1回定例会

平成30年3月9日

午前10時00分開会

●議長（佐藤議員） ただいまから、平成30年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。

●議長（佐藤議員） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、9番、佐々木治議員、10番、杉田議員を指名いたします。

●議長（佐藤議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

4番、石澤議員の一般質問から始めます。

4番、石澤議員。

●石澤議員 先に提出した通告書に従って質問いたします。

最初に、基金のあり方について。

総務省は基金のあり方について過度な積み立てをするのではなく、積極的に住民サービス、ソフト事業などに活用する趣旨の地方財政の留意事項を示しています。そこで基金による学校給食費の減額、保育料軽減、介護、国保への繰り入れなど住民サービスに活用してはどうですか。

2、国民健康保険について。

低所得者への負担軽減と合わせて、全国知事会の要請などにもありますが、子育て支援の観点から子どもの均等割の減免を考えられないですか。

3、不妊治療の助成について。

町でも不妊治療への助成の拡充がされていますが、不妊治療を行う病院が近くになく、治療に当たっての交通費の負担が大きい。通院に係る交通費の助成を考えられないですか。

4、就農対策について。

就農対策の一環として、継承型の支援対策を強化し、酪農地帯に人口増を目指した施策をさらに進めることが必要と思いますが、どうですか。

最後に、労働契約法について。

民間では、無期雇用転換ルールが4月に向けて始められようとしています。町職員で有期雇用で働いている人に対しての待遇改善も含め、このルールを取り入れるべきと思いますが、どうですか。

これで1回目の質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 4番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、1点目の基金のあり方についてであります。基金については地方自治法第241条第1項に、地方公共団体が条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または定額の資金を運用するために設けることができる。また、第2項では、基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実にかつ効率的に運用しなければならないと規定されています。

当町においても、目的に沿って基金を設置して活用しながら、子育て支援対策や産業振興など、町民要望に応じたさまざまな施策を推進しております。

基金は、年度間の財政調整や特定の事業の複数年度にわたる安定的な運営等のために設けているものであり、今後の社会保障や公共施設の老朽化対策等に要する経費の増加、災害等の予期せぬ事態への備えなど、さまざまな実情を想定し、基金の確保、運用を図らなければなりません。また、地方は国とは異なり、金融・経済政策や税制等の権限、赤字地方債の発行の権限などを有しておらず、不足の事態による財源不足については、みずからの歳出削減や基金の取り崩しにより対応しなければなりません。

今後も社会情勢の変化に伴うさまざまな行政課題に対応し、安定的な財政運営を推進するため、基金残高の確保と適正な運用に努め町民サービスの維持向上を図ってまいりますので、ご理解願います。

2点目の国民健康保険について、低所得者への負担軽減とあわせて子育て支援の観点から子どもの均等割の減免を考えられないかについてであります。ご質問にある、均等割の減免については、全国知事会や全国市長会のほか一部の地方自治体から国に対して、子育て世帯の負担軽減を図るため、他の保険制度との公平性を保ちつつ国の負担により、減免及び軽減の見直しを検討されるよう要請しているところであります。

しかしながら、12月定例会での一般質問でも答弁させていただいたとおり、平成30年度からの北海道の国民健康保険運営方針にありますように、保険税の減免については、現在の市町村における運用に配慮しながら、基準の統一化を検討していくこととなっておりますので、厚岸町単体で新たな減免制度をつくることは考えておりません。

次に、3点目の不妊治療の助成について、町でも不妊治療への助成の拡充がなされているが、不妊治療を行う病院が近くになく、治療に当たっての交通費の負担が大きい。通院に係る交通費への助成を考えられないかについてであります。厚岸町の不妊治療費に対する助成の取り組みは、北海道が行う特定不妊治療費助成の不足分を助成するもので、平成28年度の制度創設から約2年がたったところであり、平成28年度は制度の利用がありませんでしたが、平成29年度は相談や利用の実績が出てきている状況にあります。

不妊治療を行う指定医療機関は、平成29年9月現在で、道内に29カ所あり、そのうち道央圏が22カ所で、中でも札幌市に集中しており、近いところでは、帯広市に1カ所、北見市に2カ所あるだけとなっております。また、1回の治療には、1カ月半から2カ月半かかり、その間に検査や治療で頻繁に通院する必要があり、釧路管内に指定医療機

関がないことは治療を受ける人にとって高額な治療費のほか、交通費等もかさみ、経済的にも身体的にも負担になっているものと考えられます。

治療内容、通院回数、通院先、医療機関など、治療状況は個々に異なるため、今後、それらを調査するとともに、他市町村における交通費助成の実施状況も参考に、子どもを産み育てやすい環境整備の観点から、交通費等の助成の必要について検討してまいりたいと考えております。

続いて、4点目の就農対策について、就農対策の一環として継承型の支援対策を強化し、酪農地帯人口増を目指した施策をさらに進めることが必要と思うが、どうかについてであります。高齡化や後継者不足などから酪農家の減少が進む中、経営を移譲して離農を考えている者の有形資産や技術・ノウハウなどの無形資産を、家族以外の者に受け渡すことを通して事業を継承していく第三者継承は、後継者対策や新規就農者対策、担い手対策として有効であると認識しており、今後、第三者継承推進への期待はますます大きくなるものと思います。

一昨年、設立された全道組織の農場継承を支援する会では、離農希望者と新規就農希望者の双方を登録し調整した上で、新規就農者が継承予定の農場で2年から3年、技術や経営などを学び、就農時には施設や農業機械、乳牛をそのまま受け継ぐ、いわゆる居抜き方式で就農時の投資額の軽減を図る取り組みを進めております。また、農林水産省においても後継者のいない優良な農業経営の技術や農地、施設等を意欲ある第三者に引き継ぐことを支援する農業経営継承事業を推進し、新規就農者や経営継承者の大幅な増大を図る取り組みを展開しています。

本町にあっても農業経営の高齡化が進み離農される農家がふえることが懸念されるため、こうした取り組みを既に行う先進事例の検証や関係機関との検討が必要であると考えます。

現在、釧路・根室管内の行政や農業関係機関で構成する根釧酪農ビジョン推進会議、さらに釧路町村会が主導する地域づくり広域プロジェクト推進会議の中でも、担い手の育成確保に向け、居抜きによる経営継承などの取り組みに向けた検討がされており、さまざまな機会を捉え関係機関と一緒に有効な手だてを考えていきたいと思っております。

続いて、5点目の労働契約法について、民間では無期雇用転換ルールが4月に向けて始められようとしているが、町職員で有期雇用で働いている人に対しての待遇改善も含め、このルールを取り入れるべきと思うが、どうかについてであります。町職員の有期雇用に該当する臨時職員は、地方公務員法の規定により無期雇用とする待遇改善はできないこととなっており、また、労働契約法第22条の規定により、国家公務員及び地方公務員については、労働契約法は適用しないこととされておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それでは、2回目の質問させていただきます。

基金のあり方について今回質問させていただいたのですが、確かにここに書いて答え

ていただいたとおりに、何が起こるか分からない。それから、公共施設の問題もあるというのは分かります。でも、そのための基金は別にきちんと積んであるように感じます。私が言っているのは備荒資金なのですから、ソフトの事業に使う金額というのはそれほど大きくないと思うのですよ。今回町長が決断されて子育ての支援がとても充実されました。それもふるさと納税もあつてのことと思いますが、そういう形でソフト事業で使ってもらおうというのはすごく皆さん喜んでいます。この話を聞いて喜んでいてくださいますし、安心できるねという話はしていました。でも、やはりもう少し本当にここに、厚岸に住みたいとか、厚岸町が大好きだという中学生がいるという、中学生の回答があったということを前に町長から伺いましたが、そういうこの町で安心して暮らせるために必要なものというのはもっとあると思うのですよね。ほかの町のように子育てできるように全面的に支援するという取り組みは、本当にいろいろな町できていますし、厚岸町も進んできました。でも、もっとその基金というものをきちんと使うことが必要なのではないかなと思うのです。

私たちは、今、税金を納める季節、3月です。納めたくないというのもあるのですが、あんな憎らしい人間のところではと思いますが、それは別として、税金は福祉社会の建設のために使うという憲法の中にありますよね。平和と生存権を重視している憲法のもとですから、福祉社会、建設のために使うということになっていると思うのですよ。そして、憲法30条に、納税の義務を負うということがありますが、納めた税金が福祉と平和のために使われることを前提にしていると思います。それで、安心して暮らせる町ということは本当に、今、子どもたちも若い人もそうですけれども、貧困という問題が随所に出てきます。

生保の切り下げの問題も言われています。それは低所得者よりも生保のほうが高いので、低所得者に合わせるといような生保の切り下げも言われています。でも、そうすると本当に生活できなくなってくると思うのですよ。この町で子育てをしたいというのは、やはりここに住んでいて安心して子育てできた、自分たちが子どものときに安心して過ごせたという中から、Iターン、Uターンでも、それから、シングルマザーであろうが、一人で子育てしようが、帰ってきてこの町で過ごしたい、そんなまちづくりのために私は基金をもう少し使ってほしいなと思って、この質問をしたのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） まず、基金の部分でございますけれども、先ほど議員がおっしゃったとおり、基金のほうと備荒資金組合の超過納付の分も含めてということでお答えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、基金ですけれども、今現在は、残高的には、過去を見ないだけの残高は、今は確保しているような状況にありますけれども、ただ、その基金を積んでこられたという部分は、基本的には、その原資となるものを、我々財政のみならず、町長部局、局長部局含めて財政規律の中で財源を生んで、そういったものを少しずつでも積み重ねながら、その原資を確保してきたというものと、それが一つと、あとは有利な過疎ソフトというものを発行させてい

ただ、それ交付税措置がありますので、そういったものも一般財源になりますので、そういったものを追い出する形の中で基金の増額を確保してきたということに、今、なっております。この背景には、議員もご承知のとおりだと思いますけれども、以前には三位一体の改革のときに交付税が大幅に減額となったときに、厚岸町の基金全体が今の残高ではなく、総額でも7億円、8億円というものしかなかったという時代もございます。そういったことも踏まえて、それでは今後の財政運営にとって支障を来すということもあって、そういったことをやることによって基金を積み戻してこられたというのがあります。

ただ、そういった基金の中で問題になってくるのは、今はそういったものはありますけれども、今の国の地方財政計画ですとか、そういったものを見たときには、今後については大変不安の要素がたくさんあるといった中では、その基金の額も、できれば維持させたいということにはあるのですけれども、実際的には、その分が29年度の補正予算も含めて減少になっているということです。決して増えている状況にはないという認識の中では、そういった基金の残高をなるべく維持させながら物事を考えなければならないですけれども、これから減ってきますよということも頭に入れながら財政運営をしていかなければならないということになります。そういった中で、今年度の子どもたちの少子化対策ですとか、そういったものを積極的に、防災も含めて、産業振興も含めて積極的に展開できるというのは、先ほど、先日の一般質問にもありました、ふるさと納税の部分があって、その額があるのでできるということに今はなっております。

ただ、その額が、今、ふるさと納税がありますから、そういったことはできますけれども、それが今後ずっと続くのかというのは、そういうものではないということも踏まえると、今あるその基金の残高自体を、その中で対応していかなければならないのだよということも頭に入れながら運営していかなければならないものですから、そういったことはご理解願いたいかなと思っております。

一般的に基金残高の分でいきますと、今回の子育て支援だけの新たなものだけでも、きのうでいえば約2,000万円か3,000万円という一般財源の投入が必要だとなりますけれども、それが今後、これは今の状況のままではずっと続くという想定の中でいくと、毎年、子育て支援の中では3,000万円の分が財源が必要になるとなりますので、これを今後ずっと続けていくとなると、その今の状況からすると基金をもってその補填をしなければならないという、その額を持ってやっていくということになりますので、そういった状況も踏まえながら、今の残高だったら何とかそういった子育て対策の分も含めて、今後の財政運営も含めて対応できるのではなかろうかということで、町長のほうが判断されておいた施策をやってきたということになります。

ただ、これが、前段申し上げたとおり、基金の残高がこれからもずっと右肩上がりに上がっていくことは想定できません。今の私の段階でも下がるだろうという想定はしております。だから、その下がる中でも、今、やれるべきことを考えたときに何が必要なのかということを取捨選択しながら、今年はこういった子どものための子育て支援というものを重点的にやって、その子育てが結果的に厚岸町の未来につながるということを念頭にやっておりますので、そういったことも含めて基金のあり方、残高も含めて総体的に考えながらやっているということです。それはご理解いただければなと思っております。

ただ、いかんせん基金が、何回も申し上げますけれども、残高の部分も含めて、今の残高

がずっとあるとは、私どもも押さえていませんので、そういった中である程度、基金のものを確保しながら、なおかつ、今、掲げた事業を途中でやめるということは基本的にできませんので、そこを考えながら、今、何が必要かということを考えながらやっていくと。なおかつ今後においてもそういった基金、残高の分も含めて、あとは国からのいろいろな施策も含めて有効な財源があれば、そういったものを活用しながら次の施策に展開させていくということが基本と考えておりますので、それで、ご理解願いたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 4 番、石澤議員。

●石澤議員 いや、今回すごく出してもらったというか、前向きに検討してもらったということが分かります。ただ、政府のほうソフトも含めて考えなさいというようなことも、総務省の通知で出ていますので、これからは基金に関しては、いろいろ検討しながらやっていただけたら有り難いと思います。いろいろな要望をこれから出していくと思いますが、その点ではよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。国民健康保険です。厚岸町で新たな減免制度をつくることは考えておりませんということだったのですが、この子どもに対する均等割というのは、この均等割が国民健康保険だけなのですよ。ほかの社会保険とかは国民に対しての均等割はありませんよね。どうですか。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） まず、私から基金の関係でお話をさせていただきたいと思います。

第1回目の答弁で既に目的等以外には使われないというお話をさせていただいたところがあります。241条に記されておるわけでありまして。そういう中で特化して子育て世帯、子ども対策について力を入れなさいと、そのために基金を設けなさいというお話であろうと思います。しかしながら、基金については241条で決められておりますことで、私といたしましては、昨日の8番の質問にもお答えいたしましたとおり、子育て世帯、子ども対策については、もっとも力を入れなければならない。今回の当初予算では、私は全て終わりだと考えておりません。

先ほどの質問の中で、いろいろな対策等のお話がありました。私も同様に考えています。そういうことで、もう既に担当に指示をいたしておるところであります。これも財政厳しい中でありまして、極めて重要な施策だと考えておる次第であります。そういうことで一般財源の中で対応するものであるという私は認識をいたしておるところでございます。どうかその点、ご理解をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

国保については担当課長から答弁をさせます。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） ご質問のありました、国民健康保険だけに子どもの均等割がか

けられているということでございますが、国民健康保険以外の被用者保険、社会保険等になりますが、その部分の保険料の計算については、そこを社会保険に加入されている方の医療費全て、子どもも含む全てに対して、これだけの保険料が必要であるということで保険料率を決定してかけているものでございますので、一概に社会保険だからといって子どもの分が入っていないということではないと認識しております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 国保の場合は、前回も言いましたが、とても低所得者の人が多いですね。収入も大変なところで、今回、この人頭割と言ったら変ですけども、均等割があることで家族の世帯が多いところ、多世帯というのですか。その多い人たちに対する負担が多いというのが出ていたと思うのです。それで、ほかのところでは、北海道でいえば旭川市なのですけども、子ども均等割、3割減免というのが出ています。実際やっているところもあるのですよね。ですから、本当に大変な思いをしている人の部分、子どもを産めよ育てよという感じで言っていますけれども、子どもがたくさんなったら税金かかる、保険料がかかるというのであればあべこべなのではないかなと思うのですよ。だから、子どもの部分の軽減というのはやはり考えていく必要があると思うのですが、それはどうですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 今、議員おっしゃられました旭川市の事例、それから、本所のほうの事例でも、厚岸町でいうと、条例の国民健康保険税条例の第23条にあります条例減免の中で、子どもの均等割の分の減免をやっているところは確かにございます。ただ、この減免については、国の通知によると、北海道に照会をかけさせていただいている部分がありまして、その中では、一定の事実をもって画一的に減免をするのは適切でないとの指導もございます。また、北海道におきましては、現在、道内の子どものいる世帯の保険料の条例減免を実施している市町村は確かにございますが、先ほど町長の答弁でもございましたように、道内、基準を統一化する方向でございます。今現在、この減免をやっている市町村につきましては、30年度より段階的に縮小して、将来的には廃止することを検討しているということが、昨日、北海道のほうから回答として届いております。厚岸町といたしましても、その議員おっしゃられることは十分お気持ちとしては理解できますが、今、道内統一した考え方をもってやろうとしている段階において、厚岸町単独ですべきではないと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 このことで均等割の部分が払えないということで、そのことで滞納になっていることは今まではないですか、国保の問題で。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 議員、今、おっしゃられたご質問にある理由で、滞納というふうに具体的には聞いておりませんが、確かに子どものいる世帯でも滞納のある世帯がいることは事実でございます。

●議長（佐藤議員） 4 番、石澤議員。

●石澤議員 これ、これから全道的になるから厚岸町ではできないということですが、もう少しきちんと調査して本当に納めやすいような保険料、保険料に関しては、保険料から徴収、それは全部厚岸町でやらなければならないですよ。だから、どういうふうにするのが納めやすいのか、それも含めてもう一度、調査するべきと思うのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 全国知事会、それから、市長会、その他の地方自治体からも国に対して要望はありますが、果たしてその市町村単体ですべきものなのかという疑問も正直ございます。

これから 1 年かけて北海道を中心に、その基準の統一化という部分をまだ検討していくということになってございますので、その中で国に対する要望という部分は考えていかなければならないのかなとは考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4 番、石澤議員。

●石澤議員 本来、国保は国がきちんと出さなければ駄目なのですよ、お金としては。今まで出していたものを半分、今、35%ぐらいですか。そこまで減らして、本来なら国保ですから国民簡易保険の底辺を支える国保なのですから、それに対して国の負担をきちんと出すというのはとても大事なことだと思うのですが、それを市町村とか道とかに押しつけている今の国の姿勢のほうが非常に問題だと思うのですが、それでもやはり一番底辺で納めなければならない人のそばにいるのが町ですから、やはりどうやって納めやすくするかというのはこれからも考えていってほしいと思います。減免措置ができないというような冷たいこと言わないで、もう少し考えてほしいなと思います。

次に移ります。不妊治療のことなのですが、本当にこのとおりなのです。札幌にほとんど集中しています。ここには帯広 1 カ所、北見 2 カ所とありますが、帯広では新規を受付しなくなりました。それで、この辺でいえば札幌に通うしかないのですよね。だから、そのたびに本当に車で行くのも大変ですし、冬であれば、もちろんそのほうも飛行機で行けばいいとか、それから、勤めている人もいらっしゃいます。そういう人たちが働きながら、その不妊治療も受けるというのは本当に心身ともに疲弊してしまうという部分もあるのですが、それでもやはり子どもが欲しいという、そんな思いで

不妊治療を行っています。

やはり結婚する年齢が高くなってきた分だけ妊娠がしづらくなっているというのも確かにあります。でも、やはり結婚して子どもが欲しいという女性、ご夫婦の思いに応えて、今、子どもの産みやすい観点から検討しますというふうに回答をもらいましたので、ぜひ前向きに検討していただきたいなと思います。どうですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この不妊治療費につきましては、2年前から始めましてやっと実績が出てきた状況にあります。その中で、個々のケースというのはすごくいろいろなケースがあって、それと治療も、当初、私も思っていたのは、札幌の病院に、治療によっては2カ月半でというのは、75日ですね。75日のうちに、例えば、治療の方法によっては50回治療が必要とかというような場合もあります。その場合に、札幌のほうの病院に行くとすると、全てその札幌のほうに行かなくてはいけないのかなと考えていた部分あったのですが、その状況によっては釧路の病院と連携しながらやっているという状況も分かってきました。それらを実績をよく確認をさせていただいて検討させていただきたいということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、いろいろな事例がありますので、その人たちの立場に立って検討していただきたいなと思います。

それで次に移ります。就農対策です。酪農継承を支援する会ということをここで述べられています。いろいろな浜中とか、それから標茶とか、太田には、厚岸には研修牧場というのがないので、そういう形の受け入れはできないのですが、標茶とか、浜中では研修牧場で新規就農に入る人の研修をして、それから、地域に就農先を探すという形になっていますが、その中で就農する場所がないというのが、今、出てきているようなのですよね。それで、管内で集まって農業の継承者とか、根釧酪農ビジョン推進会議などがあるのですが、その中で、そういう町村をまたがった継承の方法というのを取り入れることができないのかなと思うのですが、それはどうでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

酪農ビジョン推進会議のほうでも、そういった話題は出ております。新規就農者を確保するに当たって、例えば、ちょっと話は変わりますが、新農業人フェアという取り組みにもそれぞれの町が参加をしております。そういった新規就農者確保に向けてそれぞれの町が積極的に動いてはいるけれども、やはり新しく入る方々にとっては研修する場所がきちんとあったほうが安心できるというか、取り組みもしやすいという部分では、釧路・根室管内の行政だけでなく、農業関係の、JAも入っていますけれども、

そういう総意の中では管内にある浜中町や中標津町、あるいは標茶町、そういった研修施設も活用させていただきながら、我が町ということではなくて、根室・釧路管内、根釧全体が、この酪農が後継者を確保できるような取り組みを進めていかなければならないというような思いで、今、それぞれの担い手対策の取り組みを進めております。ですから、今、質問議員言われたような思いというのは、根釧の統一的な考え方としてはあります。ただ、それをこれからどういうルールづけで進めていくのかという部分は、これからの課題だなという現状であります。

●議長（佐藤議員） 4 番、石澤議員。

●石澤議員 この中で、高齢や後継者不足から、また、有形、書いていますね。ノウハウ、無形、家族以外の者に渡すということの場合で、本当に第三者継承という形でとっていくというのはとても大事なことだと思うのですよ。一応、就農したいという方も何件か、確かに全道的に見るといらっしゃるんです。そのときに、ここでいう居抜きという形で中に入って牛から草から全て2年間で実施をして、それからそこに入っていくという形が、一昨年から設立された農場継承を支援する会が、仲人という形なのですが間に入って、もう既に3戸入っているところがあります。

それで厚岸でもこういう形でやっていけないのかなという思いがあるのと、それから、さっき言いましたように、標茶、浜中などで就農先が見つからなくて、美深とか、向こうに行って就農するという方も出てきたりしていますので、そういう意味でもやはり管内の取り組みというのが大事になるのではないのかなと思うのです。それと、居抜きという形でその場から抜けていったときに、やはり農家の方たちは、そこに住みたいと言うのですよね。それで、その人たちが住めるような高齢者住宅みたいなものを、農村の中につくすることも考えられないかなと思うのですが、この実例として標茶の中にあるのですが、そういう高齢者世帯が住んで、自分たちで生活しながら少し畑もやりながらという施設もあるのです。だから、そういうのも含めて居抜きといった場合も含めて、ちょっとその高齢者住宅などのこともあわせて、もう少し検討してほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） 第三者継承という部分は、町長の答弁にもあったように、施設設備というか、いわゆる有形資産だけではなくて、技術であるだとか、酪農の仕方、牛の育て方、そういったソフト部分も含めてそれを継承するというものです。ですから、国の進めている第三者継承事業につきましても、移譲した方々が一定程度、経営に携わるということで、その老後の生きがいを与えるという部分も制度の趣旨としては中にあります。ただ、この第三者継承という部分では、町長述べたように、注目を浴びてきています。それに取組もうとしてきているところも増えてきています。

ただし、昨年、28年度実績でいくとこういような取り組みを実際に研修、その後に入ろうという農家のほうに入り込んで2年から3年ほど研修して、それから経営を譲り

受けるということなのですが、その研修が入ったのは113あって、そのうち途中で中止したのが48ということで、半分ぐらい、これ途中で中止しているのですね。第三者継承というものがいいように言われていますが、逆に失敗事例も結構あるということなのです。

なぜかという、言われたような、これまでやった方に生きがいを与えるということで、そこに残ると、やはりその方々が今まで培ってきた、その酪農のやり方というものの、新しく入った方々にもぜひやってほしいというかかわりが随分残ってしまうということで、そういった移譲希望者側の一方的な変化であるとか、拘束的ケース、あるいは移譲者と継承希望者の気持ちの相性の問題だといろいろな問題がふくそうして、そういう失敗という形につながっている事例も多いようでございます。そういったこともあったものですから、1回目の答弁の中では、こういった形で進めていくのが一番うちの町にはあっていいのかなというようなことを含めて、その有効な手だてを考えていきたいなとしております。決してこの継承は駄目だということではなくて、これも含めて、行政だけではなくて、鉏路太田農協、さらには根釧酪農ビジョンの皆さんと一緒に考えていきたいなと思っております。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 それは相性の問題分かります。親子でも合わないときは合わないし、出ていっちゃいますので、それは本当に親の思いあたり、それから、もともとやっている農家の、こうしてほしいという思いが錯綜したりぶつかったりで、いろいろなことあると思います。でも、それでもやはりこの地域に農家を残していかないと地域自体がなくなるという状態に、今、なっています。だから、それも含めてやはり町にもリーダーシップをとってもらって、ぜひともやってもらいたいなと思います。

それでは次に移ります。労働契約法の問題です。

それで、この中であっさりばっさりすごいのですが、開いていますけれども、公務員には確かにこういう待遇、公務員に対して適応されないというのは承知で、この提案をしました。それでまず、ここで働いている人たちが町民であるということですよ。それと、安心して仕事ができる環境をつくることも整えることも町の責任だと思うのです。長い間、勤めているということは経験も積み重ねますし、スキルも上がっています。その上がった人たちを簡単に手放すような方法でいいのかなと思うのですよ。これは、ほかの民間が一気に雇用に進んでいっているというのは、これは幅広い知識を持つ人材が欠かせない、それから、安心して長く働ける環境をつくるためにというようなことを挙げています。つまりその人たちの持っている大事なスキルを大切に使って生かしていきたいということから、無期雇用転換に変えていっています。

厚岸町はないのですが、5年、10年という雇用を決めていた自治体でも、今はそれを廃止するという動きも出てきています。それで、そこに積み上がった大事な経験とか、スキルを手放すということが町にとっては、私は損失になると思うのですよ。きちんと雇用することで町民や町にとってもプラスになると思うのですが、どうですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 議員がおっしゃることについては、私も理解しているつもりであるのですが、ただ、やはり民間に当たっては、その必要とする事業規模を確保するためには、当然、職員が必要でありますから、その事業規模に応じた職員を確保して経営をなさるものだと思います。しかし、地方公務員については限られた財源の中で、その職員の定員管理をしていきながら、町民の理解をいただいて職員の確保をしているところであります。

そういう中では、やはり行政の痛手は長く業務を行う上で労働力の確保、臨時職員待遇では、労働力の確保というのは非常に難しい課題であります。ですから、そういった知識を持つ人材の確保が行政の果たす役割は大きいと思いますけれども、やはり現行の地方公務員制度上では、そういった定員管理、人件費のそういった管理をしながらの行政運営でありますので、全てが待遇改善ということと、そういった民間の違い、そういったことも行政のコストといいますか、やむを得ず、そういう臨時職員での体制とらなければならない場合は、おのずからそういう人材確保の面でリスクを負いながら、行政運営しているということをご理解いただきたいなと思います。

- 議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

- 石澤議員 民間は、仕事をするためにその人たちが必要と言いますよね。でも、厚岸町としても第一次産業で働く、例えば、大規模の職員ですよ。あそこもどんどん嘱託職員がやめていって、今、臨時の形になっています。あそこも経験とスキルですよ。牛を育てていく一番基本となる、酪農の基本となる部分のスキルを積み重ねていった人たちが、いつまでたっても身分の安定がない。今、たしか、13人ですよ。14人必要なのに13人しか応募がないと聞いていますが、あの頭数を見るときに、それだけ必要だから14人だと思うのですよ。きちんとした保証がない中で新しく別に生活がしやすい場所を見つけたら、そこで働いていた人たちというのは移っていくと思います。今、高齢になってきていますし、50歳以上の方が何人いるのかな。そういう人たちがだんだん辞めていったときに、その後から次につながっていく人がいるのかということですよ。

つまりこれは大規模だけではないです。保育所の問題もあります。結局、臨時で働いている人たちにとって臨時とか、それから、ほとんど臨時かな。臨時で働いている人たちの身分が安定しないと、この町に住もうという気にならないのではないですか。私はそういうふうに思うのですが、いかがですか。

- 議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） つまり行政の役割を果たすために予算をつくり、それに必要な事業遂行する上である一定の予算を確保し、それに対応する資質といいますか、いわゆる経営といいますか、そういう観点で、大規模だけではありませんけれども、臨時職員のいる部署が多いところは、そういったことで厚岸町が行政の役割を果たすために事業を始めてきたとか、あるいはその年度によって利用者が多いだとか、少ないだとか、そ

ういう左右される部署についても臨時職員がいるという現状があります。そういったところは、毎年、やはり同じことを言いますけれども、人材確保に苦慮しているのは事実でございます。ですから、現行の臨時職員の任用制度では、1回目の答弁どおりの回答になるわけではありますが、昨年5月に地方公務員法が一部改正をされておりまして、ちょっと新しい言葉、聞き慣れないかもしれませんが、現在、会計年度任用職員制度というものが昨年の法改正でつくられまして、これが平成32年4月、ですから、2年後であります。32年4月1日に地方公務員法改正法が施行されます。

内容を若干申し上げますと、地方公務員の臨時非常勤の職員でございますけれども、総数は28年4月現在で、全国ですけれども、約64万人と増加しているということから、これらの方からは教育や子育てとさまざまな分野で活躍されていると、そういったことの議員と同じような現状であります。ですから、この現状において地方行政の重要な担い手となっているということでございます。

それから、この法律改正は、こういった状況の中で臨時非常勤職員の適正な任用、それから、勤務条件を確保することが求められておると、そういったことで昨年、法律改正になったわけなのですけれども、全国で臨時職員の雇用形態、待遇が違うようでございます。これらが、この法改正によって一定程度、基準的なものが全国的にできればという方向性が、今後の制度ができたことで基盤が構築していきたいと、そういうような狙いもありますので、当町もそういった会計年度臨時職員の制度変遷に向けて、議員のおっしゃる内容についても十分に考えて対応してまいりたいと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 4番、石澤議員。

●石澤議員 もう10年も20年も30年もと働いている方たちは本当に必要な方であるということですよ、臨時職員であろうと。それから、本人の希望でいえば、この厚岸で働きたい、そういう思いです。子育てできるのなら、この厚岸町でいたい、そういう人たち、それから親もいるしということで、そこで入ってきた若い世代が、今、次に臨時職員で入っていつているのですよ。ですから、その人たちの希望をなくさないように、きちんとした取り組みをしてほしいと思います。それで質問終わります。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 議員のほうからたびたび同じような形でご指摘、または要望いただいております。今、総務課長がお答えしましたとおり、32年4月から新たな会計年度任用職員制度というものが始まります。この中では、給料の見直し等々も可能ということになっておりますし、また、期末手当の支給、さらには共済制度への加入等々も可能ということになっております。ですから、この会計年度任用職員制度が始まれば、幾らかでも待遇改善が図られるのではないかと考えておりますけれども、まずはこの制度のもとに、あくまでも臨時職員、非常勤職員であったとしても地方公務員であると。その中では、やはり地方公務員法の中で、あくまでも制度改正を行っていかなければならないということもご理解をいただきながら、まずは、この制度にのった中で厚岸町

として、その給付水準、給与等の水準も改めて考え直しながら、この制度をしっかりとまずは確立をさせていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、7番、音喜多議員の一般質問を行います。

7番、音喜多議員。

●音喜多議員 平成30年第1回定例会に当たり、次の事項についてお伺いしてまいります。

1点目は、地方交付税と町税についてであります。

まず、普通交付税についてであります。小泉政権誕生以来、今日まで長期間で見ますと、普通交付税は減少の一途をたどっています。最近においても現政権は、地方は豊だといって交付税の減額を決め実行しております。当町においても今年度の見込額を含め、直近の各5年を見るとどのようなになっているかということでもあります。そして、この間、どれだけの影響を受けどう対処してきたのか。残念ながら当町の人口減少が続き、この先の見通しはどのような状況になるかでもあります。これからも続くであろう減額の影響を少なくするために、とるべき施策は何かということでもあります。

次に、町税であります。当町における最近の町税収入状況は、学費収納率とも好調だと前年の決算でも言われております。この状況を踏まえ、今後の見通しはどのように捉えているのかということでもあります。また、この状況を持続させるためには何が必要だと考えますか。

2点目に、滞納整理機構についてお尋ねします。

一つは、近年の実績状況はどのようなになっているのでしょうか。

二つには、今後、町から機構への徴収事務の引き継ぎは変わらないのか、あるいは少なくなるのか。どのような状況になっていくのか、その判断をお伺いいたします。

3点目に、JR花咲線問題についてお伺いします。

JR北海道は赤字路線をJRの経営から切り離し、沿線自治体が鉄道施設を保有する上下分離方式を提案し、線路、駅舎等を含め施設を自治体が所有、管理する案を主張しております。この案に、町長自身のお考えと沿線首長で構成する協議会の様子をお伺いしたいと思っております。

これで最初の質問とさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、音喜多議員のご質問にお答えをいたします。

はじめに、1点目の地方交付税と町税についてのうち普通交付税について、国は普通交付税の減額を決めている。普通交付税の今年度の見込額含め、過去5年はどのようなになっているかについてであります。過去5年の普通交付税の交付額は平成25年度では、38億1,159万9,000円、平成26年度では37億1,262万6,000円、平成27年度では37億7,786万1,000円、平成28年度では37億4,124万円、平成29年度では37億49万6,000円となっており、25年度との比較では、1億1,110万3,000円の減となっております。また、平成30年度については、国から示さ

れた普通交付税における算定方法の改正概要や単位費用、さらには、普通交付税の算定に用いられる当町独自の基礎数値をもとに試算し、交付額を35億4,466万円と推定しております。なお、次年度以降の地方交付税につきましては、毎年度の地方財政計画において決定されますので、現段階では未確定となっております。

次に、この間どれだけの影響を受け、どのように対処してきたかについてであります、普通交付税と特別交付税を合わせた地方交付税は、当町における歳入予算の約4割を占めていることから、年度ごとの交付状況により、財政運営に大きな影響を及ぼすものとなっております。

前段、過去5年の普通交付税の交付額を申し上げましたが、ここ数年では、交付額が減少となっており、当初予算編成の段階において必要とされる財源を確保するため、各種基金をもってこの不足する財源分を補填してまいりました。

基金の取崩し額は、年度ごとの各種事務事業の特定財源等の状況により異なりますが、地方交付税の交付額と連動し、交付額が減少するにつれ、取り崩し額が増となっている状況にあり、当初予算の段階では、平成25年度における基金からの取り崩し額は約3億9,800万円に対し、平成30年度では、約7億5,600万円となり、この5年間で約3億5,800万円の増となっております。

今後において安定的な財政運営を行うためには、基金残高の確保は必要不可欠であることから、当初予算において取り崩した基金を年度内に可能な限り積み戻すための財源を確保し、対応してまいります。

次に、今後の人口減等の要因から見通しはどうかについてであります、普通交付税の算定に当たり基礎項目の一つは人口等であり、人口減少がこのまま推移し、基準財政収入額に変動がないとした場合には、現行の算定方法が改正されない限り、普通交付税が減少するものと考えます。

次に、減額による影響を少なくするために、とるべき施策を考えているのかについてであります、人口減少が進む中で現行の算定方法では、普通交付税が減少されるものと考えますが、適正な交付額を確保するには、算定の基礎となる各種の基礎数値を的確に捉えることが重要であります。そのため、関係部署との連携を図る一方で、交付税の減少による財政運営上の影響を少なくするよう基金等の残高を確保してまいります。

また、地方交付税はどの地域に住んでも一定の行政サービスを提供できるよう、財源を保障する地方の固有財源であるということを基本として、地方が安定した財政運営が図られるよう町村会等を通じ要望してまいります。

続いて、町税についてのうち近年の収納状況は好調であるが、今後の見通しはどうかとこの状況を維持するためには何が必要と考えるかについてであります、平成28年度決算では、町税の収納率が現年と滞納繰越分を合わせて94.4%で、これは過去最高となったところであります。今年度につきましても年度途中の段階ではありますが、前年度と同様な収納率になるものと見込んでおります。

納税につきましては、地方税法など関連法令に基づいた適正な徴収事務を行うことを基本として、これを遅滞なく実施することで収納率の確保、さらには向上へとつながってまいります。

町税には、それぞれ納期が定められておりますので、町広報誌などを通じ周知を図る

とともに、現在行っている夜間徴収や納税相など納税者個々の状況に応じた対応を継続しつつ、適正な徴収事務を実施してまいります。

次に、２点目の滞納整理機構についてのうち近年の実績状況はどのようなになっているかについてであります。釧路・根室広域地方税滞納整理機構は、累増する地方税の滞納額の縮減と税負担の公平を図るとして平成19年４月に設立され、現在では、釧路・根室管内の11町村を構成団体として、当該町村にかかわって徴収事務に当たっております。

近年の徴収実績について、滞納整理機構全体としては、おおむね240件程度を引き受けて徴収事務を行っており、平成28年度の徴収率は35.9%で、このうち厚岸町分としては40件を引き継ぎ、徴収率は35.9%となっており、過去５年間の状況につきましては、別紙資料のとおりであります。

次に、今後、町からの徴収事務の引き継ぎはどのような状況になっていくのかについてであります。滞納整理機構としては職員体制に変更がない場合は、引き受け件数を維持するとしています。それぞれの構成団体ごとの引き受け件数の割り当てなどはありませんが、当町における状況としては平成29年度までは引き継ぎ件数は各年度40件となっております。

引き継ぎ事案の選定に当たっては、滞納額累積事案、大口滞納事案や税の公平さを欠く事案など、滞納者個々の状況を判断した上で選定しており、平成30年度では38件の予定であります。今後においても可能な限り、引き継ぎ対象となる滞納者を増加させないよう、適正な徴収事務につとめてまいります。

続いて、３点目のＪＲ花咲線問題について、ＪＲ北海道は沿線自治体に上下分離方式を提案しているが、町長、沿線組長はどのように考えているのかについてであります。まず、ＪＲ北海道は輸送密度が200人以上2,000人未満の線区については、設備の見直しやスリム化、駅の廃止や列車の見直しによる経費の節減、運賃の値上げによる負担、鉄道の利用促進対策、運行会社と鉄道施設等を保有する会社と分ける上下分離方式の四つの鉄道を維持する仕組みを軸に地域と相談し、その上で輸送サービスを鉄道として維持すべきかどうか検討するとしているもので、花咲線に特化して上下分離方式を提案しているものではありません。

現在の釧路管内市町村の取り組みについては、釧路地方総合開発促進期成会に、ＪＲ花咲線・釧網線対策特別委員会を設置し、両線区について存続していくことで意思統一がされており、線路の必要性に係る検討・分析をし、線区存続のため、どのような進め方をしていくか協議をしているところであります。また、根室管内自治体で構成する根室地方総合開発期成会とは、線区を存続するという共通意識を持ち、意見交換会を実施しているところでありますが、具体的な事項については、今後、協議していくこととなる予定であります。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） ７番、音喜多議員。

●音喜多議員 ありがとうございました。

今の回答で、大方こうであろうということは想定しての質問をさせていただいており

ますが、まず1点目に、地方交付税と町税の関係について再質問させていただきます。

まず、認識というか、今、回答にもあるとおり、ずっとこの間、減ってきているとか、途中でそれを国も認めて交付税の補填的な形で臨時財政対策債だとか、いわゆる地方の借金、地方債を認めてきているわけですね。この小泉政権が誕生以来ずっと見てくると、平成20年から24年までの5年間については日本全体で見ればプラスになっていると。平成25年からまたさらに減ってきていると。これは全国的な傾向は厚岸町もそのまま受け継いでいると認識していいと思いますが、執行者のほうはその辺どうですか。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 普通交付税の問題ですけれども、今回私のほうで地方交付税、特別交付税も合わせた中で答弁させていただきますけれども、質問者言われますとおり、これまでの状況につきましては、交付税の総額自体、でこしゃくしながら、その国の方針に基づいて、この年はこういったことに力を入れるよといった分については、交付税の総額自体が上乗せされてきているというようなこともありますので、お配りした資料のほうで申しますと、27年度の段階では、交付額自体は全体的に伸びているということで、これは国の施策もあって伸びているというような状況になってございます。その後は減少になっているということなので、そういったことを踏まえると、おっしゃいますとおり、交付税総額の部分については、おのずと大体全部が全部一致するというわけではございませんけれども、おおむね大体国の交付額の状況に応じて、厚岸町の分の交付額も増減になっているというような状況になってございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 そういった減るということは認識しているとか、これからもその前提の上で町をどうやって運営していくのか、ということを考えなければならないのではないのか。そのプラスになる要点があればいいのですが、今の状況を見ると人口が一番、厚岸全体を通して見ると、ジリ貧の傾向の中では、やはり交付税を、減額をカバーするような要素はまず見つからないとか、そんな中では、後段のほうで町税が多少、町民が頑張って仕事をして、そういうカバーする部分もあるのですが、地方交付税においては少なくなっていくという見通しだということは一致できると思います。

そこで、厚岸町は平成17年に、この財政について、もうこういう見通しが、減っていく状況にあるよという見通しの中で、平成17年に財政自立シミュレーションになるものを策定していますよね。これが平成36年にまで及ぶ1期、2期、3期と長期にわたる財政規律というか、そういうシミュレーションの中で町政財政を運営していくよということにしておりますが、その変わりは今も変わらないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 今、議員のほうからお話がありました、財政自立シミュレーショ

ン、この部分につきましては、その当時の交付税の状況が非常に厳しいよという状況の中で、このままでは財政運営が非常に厳しくなるという前提の中で、そういった部分を今後の財政運営を考えたときに、どうしなければならないのかというものを考える一つの方針というか、目安として、そういったシミュレーションを立てさせていただいたということなので、その当時はそういったことを想定しながら組みますけれども、実際的には、国での状況が、今、変わってきてございまして、そのシミュレーションがつくった段階から、今の状況では、がらっと数字が変わってきておりますので、それは今現在も引き継いでいるものとは認識はしてございません。

その当時、そういったことがあったので、こうしなければならないという方針を示させていただいたものなので、今現在はシミュレーションというものを、計画期間内の中にはありますけれども、今の状況からすると交付税の総額自体も変わってきておりますので、そのシミュレーションとはまた別に切り離れた中で、毎年度財政運営を検討しているという状況になってございます。

●議長（佐藤議員） 7 番、音喜多議員。

●音喜多議員 あの当時から見たら、確かに言われるとおり、今、こういうふうに想定、難しかったろうと。その上でまたこういうことを頭に入れながらやっていかなければならないと、今、言っていまして、やはりこれに変わる中短期的な、そういったシミュレーションはお持ちになっているのですか。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） シミュレーションに変わってということについては、今現在、中ではいろいろ検討はしておりますけれども、具体的に、これをやるというような方針のものはまだ決めてはございません。

●議長（佐藤議員） 7 番、音喜多議員。

●音喜多議員 それで、最初のほうに戻っての地方交付税は減っていくということは明らかに、この先、見通せるというか、そこだけは間違いのないよと。しからば、厚岸町としてはまちづくりをどうやっていくかということになるわけですが、そういう財政厳しい中で、まちづくりをしていくということは大変難しいのかもしれないけれども、今年から町は、第6期、7期総合計画を着してやっていかなければならないということを、町長の執行方針の中にも含まれておりますよね。

そういったまちづくりをしていくにしても、やはりもともになる財政を見通さなければ、そういうまちづくりも非常に難しい。今、お話しあったように、国の状況もあるのですが、黙っていればその場辺りで対応していかなければならないということになるのではないのかなと。それでは、その総合計画も絵に描いたというか、文字づらを並べた計画になってしまうのではないのか。こういうこれから先の見通しは国も大きな借金を抱え

ていますから、決して楽観視はできないと、そういった四周の状況を考えると、厚岸町はそこを根拠に入れて総合計画を練るだろうと思うのですが、そこをちょっと確認しておきたいというか、そういう意思を伺わせていただきたいなと思うのです。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） まず、交付税の見方の部分でございますけれども、いろいろこのまま人口減少の部分で交付税が減っていくよというようなお話の中ではございますけれども、実質的な部分では、この交付税が減っていくというよりも、この人口減少の部分でいきますと、基準財政需要額のほうが減っていくというようなことに、今は構図としてはなります。その中で交付税自体は、普通交付税のほうは基準財政収入額と言われるものもかみ合わせた中で交付額が決定されるものですから、一概に人口減少が減るからだけをもって交付税が減っていくということではなくて、今現在、税収のほうも、全体のほう、国もそうなのですけれども、伸びてきているという中で、総体的な部分では交付税が減るというような構図になってございますので、人口だけが減れば全てが減るということではないということだけちょっと補足させていただきますけれども、そういった中で普通交付税の部分も含めて、そういった我々のほうも議員おっしゃるとおり、人口減少もそうですし、今の経済状況がこれまでもずっと続くとは決して思っておりません。なので、そういったもので考えると交付税自体については、今後、伸びていくという要素はないというようなことを認識しつつ、今後の財政運営にそこを当てはめながら、しっかりと見きわめた中で、今後の施策の財源として検討して考えていくという方針については、変わりはないということで答弁させていただきます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 今の地方自治、交付税制度、これはどこの町も一緒に連れていくよというか、もう財源が保証機能がついているから、そう悲観するものではないというか、楽観はしていないと。ただ、そのために各自治体、どんぐりの背比べとよく言われますけれども、それもいいことはいいのです、反面。しかし、それに漬かってしまったのでは、漬かり切っているような、今、言い方というか、そのように受けとめざるを得ないような、俗な言い方すれば、地方は、国は見放すし、それなりに連れていくよというか、そういう財源は担っていくよと。それが自治体のほうとしては、そういう保証機能がついているから、いいのだというような受けとめ方をせざるを得ないと。

しかし、今、先ほども言いましたが、国の借金やら産業だったって日本国内でなくて、地球規模での産業ですから、いつ日本産業がどうなるかというか、そういうことは経済界でも非常に厳しく見ているわけですから、そういった意味を含めると、やはり厚岸町は厚岸町なりに小さくてもしっかりした財政運営の中で、先の希望を持った運営をしないと駄目ではないのかなと、私はそう思うので、そここのところをやはりきちんと持つよと、その上で町政運営をしていくよと、計画を立てていくよということが、次期の総合計画に結びつくような思いでいますので、その辺のところで現状の認識と、これからの見通しを伺わせていただいたと、そういう観点からいま一度、お考えがあればいただき

なと思います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今回の平成30年度の当初予算につきましては、94億6,800万円、前年度対比の7.3%増の予算を組んだところでございます。私が町長になって17年になるわけでありまして。そのうち私の手で予算を組んだのが16年になるわけでありまして、この間の最高の予算を組むことができたわけでありまして。しかしながら、何と言いましても自主財源、これは残念なことに28.3%なのです。今、世の中では3割自治体と言われておりますが、相変わらず昔から国と地方の仕組みが変わらないといっても過言ではない。そのように考えておるわけでありまして、やはり残念なことに、依存財源に頼るざるを得ないという財政状況にあります。

その中でもっとも多いのが、今、お話しありましたとおり、地方交付税なのです。それが毎年毎年、減少をされるという見通しは立てなければならないことは、先ほどからの答弁のとおりであります。しかしながら、そこを未来を見据えた中で、やはりこの厚岸町に住んでいてよかった、生まれてよかったというまちづくりをしていかなければならない責任があるわけございまして、そういう意味においても財政の見通しというものを、将来ともに考えながらしっかりと取り組んでいかなければならないと思っておるわけでありまして。

そういう中で、今回は、先ほど、お話、それぞれの各質問ありましたけれども、子育て世帯、子どもたちの予算を重点的に、さらにはまた、産業の振興を、何といっても厚岸は一次産業の町であります。その影響が大きいわけでありまして。その中でも町税といいますのは、過去を振り返ってみますと、近年、大漁であろうと、不漁であろうと、大体10億円から11億円が見通しとなっておるわけでありまして、その点、我々は町税は、今回は約10億4,300万円と見込んでおるわけでありまして。さらにはまた、収納率を高めていかなければならない点も数々あるわけでありまして、いずれにいたしましても将来を見据えた中でのいろいろな算定をしながら予算を組んでいかなければならないことは当然であり、先ほど来からある総合計画も、また、未来創生計画も何といたしましてももとは財源であります。財源がなければ目標が立たないわけでありまして、その点、音喜多議員の質問のとおりでありますので、それを念頭に置きながらしっかりとした取り組みをしていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 ありがとうございます。

町長もそのように考えていただいて執行していただきたいと思います。

それでもう1点、町税の関係について、徴収方法が一生懸命だからと、好調だということ、それもさることながら好調の最大の理由にある、どの事業が伸びているとか、当然そういういい状況というのはどこかにあるわけですよ、伸びていると。やはりそのところを育てていくというか、大事にしていくというやり方、やはりそこを考えないと、それこそ想定はできません。水物で上げ下げがあるということは想定できますが、や

はりそのところの分析というか、今のいいうちに何が原因でいいのか。これはいくなつた原因は何だったのか。過去にどういう育て方をしてから、今はこうして実をとるようになったのか。その辺のところをどのように分析しているか、その1点、伺いたいと思います。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 税のほうの状況でございますけれども、一概に税のほうも、どちらかという厚岸町のこの今の状況から考えると、何が増えてどうだったという部分でいきますと、正確的なものはお答えできないのですけれども、ただ、そういった中で、今、ここ数年の状況でいきますと、まず全体的にいえるのが、給与所得自体が伸びてきているということがあるのと、あとは農業、漁業を含めて、一次産業の部分も、その分については、その年によって大幅な増減が実はございます。なので、その分はあれがどうのこうのとは申し上げられませんが、見ているのが、どちらかというやはり国策の中で、そういった、例えば、農業のほうで酪農のほうの乳価の問題であったりですとか、そういったものが大幅な税収のほうの底上げになったり、あとは水産業のほうでいきますと、そういった水揚げ全体が伸びて、そのものに対する単価、そういったものが下がれば必然的に所得が上がってくるというような状況になっておりますので、これはその年その年に変わりますので、一概に言えないということだけはお答えさせていただきますけれども、必然的に給与所得が伸びるということになると、それに連動した中で、営業のほうの所得も上がってきたりですとか、そういったものにつながっておりますので、今現在を見ると、どちらかという給与所得の部分が伸びつつある中で、そういったものが影響して伸びてきているのかなとは思っておりますけれども、ただ、一次産業のほうの部分だけを見ますと、片方がよくて片方が悪かったりですとか、そういったのがその交互の年によって出てきていますので、そういうような状況にあるという中において、ただ、それだけではなくて、各産業のほうでも設備投資が、今、積極的に厚岸町内で行われております。そういったこともあって、そういった設備投資に伴う税収の伸びもあるということなので、この部分につきましては設備投資の部分ですので、これからその他の部分の状況が見えてくるのかなと。税のほうを担当する私としては、そういうふうに見ているという状況になってございます。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 分かりました。

滞納整理機構についてお伺いして聞きます。

あまりここをいじるものではないと私も思っております。ただ、発足当時、厚岸町にもそれなりの事情がありました。こういう北洋というか減船含めて大変な厳しい状況であったときに、こういう機構をつくって釧路管内で当初発足したわけですが、そういったことでは、そういう別途の場で対応していくということが、厚岸町の場合は救われたのではないのかなと、今でもそう思っております。

あれから10年を越えておりますけれども、その部分と現在、この間、資料をいただき

ました。件数、金額的にもそんなに変わっていないというか、むしろあの当時から見ればがっばり減ってくるだろうと思っていたのですが、相変わらず変わっていないなというか、それは若干少なくなっている総体的に見ると。だけれども、件数的にも、当初は35件、今、40件。そういったことでは金額的にも大した変わらない。ただし、質が変わっているのではないのかなと思うのですが、その辺、担当者としては今の現在の状況から見ていただいて教えていただければと思います。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 滞納整理機構への引き継ぎの問題というか引き継ぎの状況でございますけれども、基本的には、町長の1回目の答弁でもありましたとおり、厚岸町にとって何件割り当てですと、そういったことは一切ございませんで、厚岸町としては、今、たまたまですけれども、これまでは40件の引き継ぎを引き受けていただいて、その中で徴収事務を厚岸に代わってやっていたということになってございます。

そういった中で滞納整理機構のほうに引き継ぎする事案、これについては、基本的には、スタンスとしては、町長の1回目の答弁でありましたとおり、大口の滞納されている方ですとか、あとは税の公平さを欠くような、そういった事案を抱えている方ですとか、そういった部分については一切変更は、その年、中によってはいろいろありますけれども、基本的な考え方としては変えてはございません。

その中でも、これまで40件ということですが、その40件の中も移動がございます。その人その人によって滞納されている額が変わりますので、一概にその部分がずっと増えてくるですとか、減っていくとか、そういうようなことではなくて、たまたまこの額になっているということです。そのところはご理解いただきたいと思いますが、基本的には、その滞納されている方、それぞれ個々の対応をさせていただいた中で、そこを決めさせていただいているというような状況になっております。

●議長（佐藤議員） 7番、音喜多議員。

●音喜多議員 もう1回、この滞納整理機構で。

これからというか、担当者としてこれからはずっと変わらないというか、量質ともに金額ともに変わらないという見通しですか。

●議長（佐藤議員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 昨年までは40件という引き継ぎをしていただいて滞納整理機構に、私どもに代わって徴収事務を引き受けていただいておりますけれども、我々とすれば、この件数が可能な限り下げていきたいと、引き受けする件数を減らしていきたいというのが我々の考えでございます。なので、そういった滞納整理機構への可能な限り引き継ぎ、引き受けしていただくことのないように、その年その年、その滞納の状況も含めながら滞納者との状況を見きわめた中で対応させていただきたいと考えてございまして、我々とすれば件数は

可能な限り下げていくという方向の中で対応していきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 7 番、音喜多議員。

●音喜多議員 JR の花咲線問題についてお伺いしてまいります。

いよいよ国も力を入れるというか、この問題に対応してくれるような話で、先だって北海道と JR と国とで協議をされました。その結論というか方向性としては、夏ごろまでにとか、そういう報道機関もございます。

私が一番心配するのは、そういうところで決まってきて、最後は地方自治体が泣くようなことにならないようにと注視して、その行方を見ているわけなのですが、どうも JR は、この際というような思いで、地方は国がついているからという思いなのではないでしょうか。どちらかというマイナスの部分を地方に持たせようという JR の考え方というか、それが全面に出ていると私は思うのであります。

そんなことから、今、言われているように、一つの方法として上下分離方式で施設を自治体に持たせるということになったら、これはこの地方での、特に釧路・根室間の花咲線での部分で上下分離方式を持たせるとなると、厚岸町は大変な、バックに国がついているだろうけれども、糸魚沢から上尾幌の間を抱えなければならないということになれば、これまた大変な荷物になるだろうと私は思っているわけであります。

そんなことからすれば、ぜひ町長に、この上下分離方式は絶対いけない。どういう状況というか条件にもよりますが、普通にては、今までヨーロッパでもやっていますし、日本でも京都から走る分でやっています。しかし、その状況を見ると全く条件が違うと。こういうローカルというか過疎、人のいないところに施設を持ってということは、将来、容易でないということは目に見えております。そんなことからこの質問をさせていただきましたが、答弁の中で上下分離方式については、今、協議中というか、そういう解決の一つの手段にされているという話で、そのよしあしは返答はいただけませんでした。もし思いがあるならば状況をお話しいただければと思います。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

まず、JR 北海道が誕生いたしましてから31年たったわけであります。民営分割ということでありまして、私はそのために国は6,822億円の基金を積んで、この利子をもって赤字を解消しつつ運営をしてもらいたいという意味合いでの当初の考え方もあったのではなかろうかと、そのように考えておる次第であります。

この維持困難の問題として、花咲線、13個のうちの花咲線が一つとして JR 北海道から発表された際には、私自体は上下分離方式でした。私の内容といいますのは、下は国が持つべきである。上は JR が持つべきである。すなわち国道を考えました。道路整備は国がやります。そういう方式でやるべきだということで強く今日まで、つい最近まで訴えてきたところであります。しかしながら、先ほどもお話しいたしましたとおり、いろいろな方法を、今、

論議中であります。しかしながら、私といたしましては、自治体の下を持つということは、きわめて今日の財政状況が厳しい中で難しいということはいまだに変わっておりません。

そういう中で釧路地方総合開発期成会の中で、先ほども答弁いたしましたけれども、花咲線、さらには釧網線という二つの線路についてのいろいろな議論をさせていただいておるところでございます。

重ねて第1回目の答弁と重なるわけではありますが、廃止は絶対反対。存続をさせます。そういう意気込みを持ちながら私は取り組んでおるつもりであります。そういうことで近く沿線自治体のみならず、根室においては沿線自治体のない自治体もあるわけであります。そういう方々も含めて釧路、根室、共通な課題として取り組んでいかなければならない問題であるということで、近く両期成会の協議をしながら方向性を見出していこうという考えでおるわけでございまして、この点は、釧網線も同様の考えに至っているようであります。

しかし、私といたしましては、花咲線が我々の沿線であります。そういう意味においては絶対に死守をしてまいりたい、かような決意をもって今後、対応していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、音喜多議員の一般質問を終わります。

昼食のため休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

●議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

5番、竹田議員の一般質問を行います。

5番、竹田議員。

●竹田議員 先に通告書を出しておりました質問通告書に従って質問させていただきます。

1、火葬場条例について。

火葬場の使用料は、町内・町外、それぞれ条例で定めておりますが、町外料金は、あくまでも本人の理由で、町外で使用するしかないときに発生するものと理解するが、例えば、町側の理由で町民が使用できないとき、町民はやむなく町側の指示で他町村での使用になり、結果、町外料金になる。このことは条例に従って正しい解釈になるのか。また、町民としては納得のいかないことになるが、このことについて町はどう考えているのか。

2、消防団応援の店登録について。

平成29年10月より、北海道と公益財団法人北海道消防協会が連携し、消防団員応援プロジェクトを立ち上げ、全国的に定員に満たない消防団員の確保と、消防団員への特典

として消防団応援の店の登録を始めました。お店などを利用する団員があらかじめ市町村で発行している消防団プレミアムカードを提示することで、お店で値引きや粗品などのサービスを受けられるものです。企業や店舗が登録することで北海道のホームページに掲載され紹介されることになり、消防団員の利用により新たな販売促進への可能性も広がります。災害など大きな力を発揮する消防団ですので、町としても最大限の協力をすべきだと思います。その上で町の対応について伺います。

ア、厚岸町で、この消防団応援の店登録へのアプローチはどのようなになっているのか。

イ、北海道のホームページでは、登録用紙は出てくるが、その先、どこに申し込めばいいのか不透明である。厚岸の場合、どこを窓口に行っているのか。

以上です。よろしくお願いします。

●議長（佐藤議員） 町長。

●町長（若狹町長） 5番、竹田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の火葬場条例について、火葬場の使用料は町内・町外、それぞれ条例で定めておりますが、町外料金は、あくまでも本人の理由で、町外で使用するときに発生するものと理解するが、例えば、町側の理由で町民が使用できないとき、町民はやむなく町側の指示で他市町村での使用になり、結果、町外料金になる。このことは条例に従って正しい解釈になるのか。また、町民としては納得のいかないことになるが、このことについて町はどう考えているのかについてであります。本町の火葬場使用料は火葬場条例第3条で規定しており、町内使用料は、死亡時に厚岸町に住所を有していた者または厚岸町に住所を有する者が出産した死産時等の場合に適用する。また、町外使用料は、それ以外の場合に適用するとしております。12歳以上の使用料は、町内使用料で1万2,000円、町外使用料で2万4,000円となっております。

ご質問にあります町側の指示でやむなく他市町村での使用になり、結果、町外料金になることは条例に従って正しい解釈になるのかとのことですが、この条例は本町の火葬場を使用する場合の使用料のみを定めておりますので、町外の火葬場を使用した場合は、その市町村の条例に基づく使用料を納めていただくことになります。

また、町民としては納得のいかないことになるが、このことについて、町はどう考えているのかについてであります。施設の改修のため火葬場を休止する場合には、あらかじめ町広報誌や各自治会及び管内の葬儀社へ周知を行い、町民の皆さんへご理解とご協力をお願いしております。しかし、厚岸町斎場は昭和61年12月の完成から30年以上が経過し、今後も施設の延命化を図るための改修工事が予定されております。

できるだけ火葬場を休止しない工法を検討してまいります。工事内容や突発的な事故により休止せざるを得ないことも考えられますので、町の火葬場が使用できないことにより、町外で火葬された場合の助成制度について検討してまいりますので、ご理解願います。

続いて、2点目の消防団応援の店登録について、はじめに、厚岸町でこの消防団応援の店登録へのアプローチはどのようなになっているのかについてであります。消防団応援の店登録については、地域防災の役割を担う消防団員を応援するため、北海道と北海道消防協会が連携し、事業が実施されております。企業や飲食店等の事業所の協力のもと北海道全体で消防

団員を応援することにより、消防団を中核とした地域防災力の充実強化につなげていくことを目的としております。

なお、この制度は昨年10月1日から始まっておりますが、厚岸消防署では、今後、釧路東部消防組合のホームページに掲載するとともに、企業や飲食店等の事業所の防火査察時には、事業の趣旨を説明し協力をお願いしていきたいということでもあります。

次に、北海道のホームページでは、登録用紙は出てくるが、その先、どこに申し込めばいいのか不明である。厚岸の場合、どこを窓口に行っているのかについてであります。北海道のホームページに掲載されている消防団応援の店登録申請書の下段には、申請書は事業者が所在する消防本部・消防署または北海道庁危機対策課へ提出してくださいと表示をされておりますが、本町では、厚岸消防署が窓口となっているところでございます。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 火葬場条例について2回目の質問させていただきます。

町の火葬場が町の理由で使用できないことにより、町外で火葬された場合の助成制度について検討してまいりますので、ご理解願いますということなのですが、基本的に、町側の理由で火葬場を町民が使用できない場合において、その理由は多々あるかと思いますが、そのできない場合については、減免の措置をするという条例を加えておかねばならないということになると思いますが、この条例を加えることによって助成制度について検討するということなのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 町長の答弁にありますとおり、本町の火葬場条例につきましては、町内での火葬を行った場合の規定のみでございます。そこにあります、減免規定につきましては、特別な理由があるときということで、厚岸町の使用料等免除規定における特認事項に関する要綱ということで特別の理由として、火葬場手数料につきましては、災害時により財産の全部または一部を消失し、支払いが困難であると認めた場合ということでの減免規定がされております。

今、ご質問者おっしゃったような中で、町外で火葬をせざるを得なかった場合について減免ということではなく、管内、さらには道内を含めていろいろと他の市町村の先進事例も見させていただきましたけれども、仮に町外で行われた場合、その町の使用料金と厚岸町の差額部分について、助成もしくは補助されているところが多く見られますので、我々としては、こういうようなのつつた中で厚岸町の使用料を超える部分について、補助、助成等の制度を整備していきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 それは火葬場条例の中での一部の変更等が、書かれなければならないとなる

のかどうなのか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 条例ではなくて、規則もしくは要綱において、今、申し上げました使用料等の助成もしくは補助について規定をしていきたいと考えているところでございます。

●議長（佐藤議員） 5 番、竹田議員。

●竹田議員 火葬場条例の条例等についてあるのですけれども、それは規則等について文言の変更、あるいは加えるということは出てくるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現在の火葬場使用条例の施行規則につきましては、目的としましては、この火葬場条例の施行に伴う必要な事項について定めておりまして、使用の許可申請並びに使用許可、それと、先ほど申し上げましたけれども、使用料減免申請等と、それと火葬場の使用の順序等に定めているのみでございます。

これは状況において、先ほど申し上げたものについては、この規則の中で設定するのがいいのか、もしくは要綱で規定していくのがいいのか、その辺につきましては十分検討した中で整理を図っていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 5 番、竹田議員。

●竹田議員 火葬場条例についてはよろしくお願ひしたいと思います。

次に、消防団応援の登録についてなのですが、釧路東部消防組合のホームページに掲載するとともに企業や飲食店等の事業所の防火査察時には、事業の趣旨を説明し、協力をお願いしていきたいということでもありますという、この答弁があります。これを見て、主には、まだ飲食店等の事業所に対して、町としてはいろいろとお願いをしてきていないということなのではないでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 町としては、この事業については、厚岸消防署と北海道との関係の事業ということでもありますので、消防署としても独自に事業展開をするということでもありますので、直接町のほうからこれにかかわる業務を今する予定はございません。

●議長（佐藤議員） 5 番、竹田議員。

●竹田議員 例えば、北海道のホームページ等に載せるというのはいいのですが、東部消防組合のホームページに掲載することなのでは、町側としても、これ費用のかかる部分もあると思います。また、このことの事業を推奨していくというのは、町側としても推奨すべきことであるのではないかと思いますよ、協力していくのか。その中でどのような協力していくのかというのが町側の姿勢というのが出てくると思いますよ。

今の答弁であれば、東部消防組合でやるから厚岸町は一切かかわりは持たないと聞こえるのですが、そういうことなのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） いいえ、主体的には厚岸消防署が行うと聞いているということでありまして、町としては町として協力できるもの、あるいは消防署のほうから協力を求められた場合、その部分については一緒に検討してどういう協力ができるのか考えていくことになるかと思っております。

●議長（佐藤議員） 5 番、竹田議員。

●竹田議員 これから始まるのではなくて、去年の10月1日から始まっているのですよね。であるならば、どういう協力をしていくべきかということは、もう既にやらなければならないと思いますよ。町側がどういうふうな体制を持つていくのかというのは、これからになるというのはちょっとそういう答弁はおかしいと思うのですね。去年の10月ですからもう数箇月たっているのですよ。だから、このことについては、消防のほうと町側の協力体制をどうしたらいいのかということは、一度も話されてまだいないということですよ。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 私どもには去年の7月7日づけをもって北海道の消防担当課長から文書をいただいております。これについて事前に北海道にお尋ねしていたのですが、北海道としては道内においても消防団の窓口を、必ずしも組合ではなくて、町村の役場でもやっている場所があるようでございます。そういった関係で全道の町村には周知の文書を流したようでございますけれども、どういう趣旨かと、実は失礼ながら、道の担当者に確認をさせていただきましたけれども、そういった町村もあるので、基本的には消防署への事業の展開でありますけれども、町村にもそういった町があるということで一括して情報を流させていただいたということでありました。

しかし、議員おっしゃる内容については、正直申し上げまして、この半年間程度たつのですけれども、この間について具体的に消防署との協力体制についての確認というのは残念ながらなかった事実でございます。消防署とも連携し、町としてもできる限りの範囲で協力してまいりたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 質問にもありました、厚岸町に住んでいる住民の方が直接、消防団員になっているわけです。そのいろいろな災害、有事の際に、いろいろな活躍をしていただいて直接動いてもらって、直接町側が団員の皆さんにお世話になるということが多々あるわけです。そういった団員の働き方の目的というものをきちんと把握しているのであれば、これはもう当然、消防団員にとって北海道がこういう趣旨でやっていこうというのであれば、町側も大手を上げて協力をしていかなければならないと私は思うのですが、その辺の意思確認をもう一度したいと思います。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 町では、このほか以外にも消防団員の安全装備のための年度毎の装備拡充についても支援をしてきております。

これも消防団を増員するための一つの手段と考えておりますので、消防とともにできる限り協力ができるよう、また検討させていただきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 今回の質問は、消防団の店登録についてであります。この登録について、なるべく早く登録店を見つけ出して団員の方が、それを利用していける体制をつくってほしいという質問なのです。ですから、その登録店がなくて消防団員の人は何も利点がないわけですよね。この応援する店を早くつくっていただくための協力体制を、今回、早くしてほしいという要請なので、今までやってきた消防団員に対しての協力体制、それも団員を増やすことになっているということを質問しているわけではないので、申しわけないのですけれども、この登録店を早く見出すと、見つけ出すと、登録店に参加してもうらということをや早くしてほしい。その協力をいち早くやってほしいというお願いなのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） あくまで主体は消防になると思いますけれども、町としてできる限りの協力を、この消防団応援の店、これ、このたび管内の現状も見させていただきました。厚岸町でもこの応援の店ができるよう消防に協力をしていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 消防団員の方に、プレミアムカードって配付されているのか、どこまで配付

されたのかは周知されておりますでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 厚岸消防署のほうから既に団員のほうに、プレミアムカードを配付済みであると確認しております。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 カードが配られたのに使う場所がないということは、団員の皆さんから聞いておりました。

このプレミアムカードを持って使い道ができることによって、町の経済の活性化にもつながっていくと私は確信するのですけれども、その辺の理解はどういうふうに考えていますか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） この制度を見させていただきますと、この登録店の方々にも、やはりそれらの例えば、飲食料の10%を割引くとか、そういった特典がついたプレミアムカードの利用となってくるようであります。

その割引の料金が、実はどなたが負担していくのかというところまで実はまだ確認できておりません。そういったことで、いずれにしてもそういったプレミアムカードをお持ちで、実は、これは町内の事業所だけでなく、全道の登録店を利用できると聞いてございますので、そういった意味では広く、経済的な波及効果というものは大きいのかと考えてございます。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 波及効果は経済的に大きな利点を生むと思います。ぜひ厚岸町も早急にやっていただきたいなと思います。何よりも町内の商店並びにスタンド等が参加しているところもあります。弟子屈町では、ガソリンが、軽油が団員には1リッター当たり2円引きということもやっています。これ1店舗だけなのですけれども、あと、帯広は居酒屋とか料理店などでは10%割引とか、1品サービスとかというのをやっています。

釧路市では、不動産屋さんが仲介手数料の20%割引というのをやっています。それから、車検の料金を基本料金から9,800円引く、またはオイル交換で10%オフというようなことが釧路市でも展開されています。有名なびっくりドンキーさんでは、飲食代から10%割引というようなこともやっています。

厚岸町も経済効果が高まるという理事者側の認識があるのであれば、厚岸町としてもマイナスになるようなことではないと私は思います。まず、これをやることによってマイナスを生むことではないのかどうなのか、経済効果が上がっていくのだということは認

識されました。これをやることによって、では、何かがマイナスになるのかどうかということも、どういう認識でおられるのかということと、それから、厚岸町としてもこの登録店店舗、早くして展開してお店側に理解を求めていくことが先にやらなければならないと。それらの協力をぜひ店のほうに周知していただくお手伝いをどんどんしていつていただきたいと再度、確認しておきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） この事業について、今般、何町かのほうにも伺ってみました。やはり厚岸町と同様に、これから事業展開をしていこうというところも結構あって、いたわけであります。既に導入済みのところも管内に当然ございますので、そういった中では、やはりお店側の理解が実際にどこまで得られたのかと、実は感触までは残念ながらお聞きできておりません。

ですから、消防団員の確保のためのということでは、私は当然理解をしていただけるものだと思いますけれども、何せかんせ対象が消防団員ということに限られるわけですから、そのことが地域によってどう事業者の方々、ご判断していただけるのか。それは実際にお店の方とお話ししたみた上でないと分からないのかなと思います。できればたくさんの方々の店の協力をいただきたいと思いますけれども、そこは店の判断のほうでお任せざるを得ないのかなという部分で、多少、不安な部分もありますけれども、町としても消防とともにお店の理解をいただけるようなことについて、一緒に考え、協力できるものについて対応していきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 以上で、竹田議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告のありました7名の一般質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 日程第3 議案第19号損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） ただいま上程いただきました議案第19号損害賠償の額を定めることについて、その提案理由をご説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

自動車事故による損害を次のとおり賠償することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容についてご説明いたします。

1、相手方は厚岸が厚岸町大別113番地、本庄喜久枝様でございます。

2、事故の概要でございます。平成29年12月25日、午前9時50分頃、町営牧場で牧場作業員が職務上、町有車両を運転中、厚岸町大別1番地先の道道厚岸標茶線との交差点において一時停止をし、左右を確認してから道道上風連大別線方向へ直進したところ、

太田方面から直進してきた相手方の車両と衝突し、車体全体に破損を与えたものであります。

本件の事故は、人身と物損の事故であります。今回は車両に対する賠償であります。また、人身に対する賠償については、相手方であります本庄様が現在、頸部打撲傷ということで治療を続けており、現在のところ経過観察中であるので、治療費が確定した後、改めて議会へ提案させていただきます。なお、過失割合は町が90%となるものであります。

3、損害賠償額は、金16万6,194円となります。事故発生当日は雨が降り、視界も悪い状況下ではありましたが、このたびの事故発生場所は太田方面から緩やかなカーブとなっており、木が密集し、見通しがあまりよくない状況でありました。太田自治会では幾度となく危険を感じた方がおられるという話もあり、釧路建設管理部厚岸出張所に生木の伐採について要請したところ、1月中旬に作業を行っていただき迅速な対応をしていただいたところであります。伐採後は以前と比べ見通しもよくなり、リスクは軽減されたところでありますが、町営牧場では、このたびの事故を踏まえ交差点では、ショベルローダーのバケットを上にした状態で、これまで以上に、左右の安全確認を行った後に、バケットを下げて走行するなどの対応を周知徹底したところであります。しかしながら、安全運転の模範となるべき立場の町職員が事故を起こしたことについて、大変申しわけなく思っているところでございます。改めて職員に対し、平時から交通事故の再発防止に向けた注意喚起や指導を行ってまいります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 道路歩道上というか横側の支障木が混んできたら、やはりまた同じような状況が起きてしまう可能性がある場所なのだなと思うのですよね。どんなにやはり運転手側が気を付けていても、やはり周りの木が混んできてしまえば、また起きる可能性があるとしたときには、何か道路の道路構造自体を、線形とかを変えるなり、また、交差点のところにカーブミラーというか、そういうようなものであまり前のほうに出なくても、その左右の通行が見られるような状態に改良してもらわなければ、やはりまた同じようなものが起きるのではないかなと思うのですよ。

ただ、今回のように、支障木だけを伐採してもらっただけでは、やはりまた同じような事故が起こればと思うのですけれども、その点について建設管理部として何かしらの対策をとられることは考えているのかどうなのか。それだけを確認したいと思います。

●議長（佐藤議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（湊谷課長） あの箇所での事故という部分では、今まであまり記憶にないわけでありまして。ただ、こういった事故が発生したということで早速、建設管理部厚岸

出張所の方も現地のほうを確認をしていただいて、そういう協力というか見通しをよくするという部分では素早く対応をしていただきました。ただ、質問議員からは、線形の見直し、あるいはカーブミラーの設置と、より安全を確保するための手だてというご意見がありましたので、そういうことを含めてちょっと地元の建設管理部のほうにもご相談をさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第4 議案第20号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（水上課長） ただいま上程いただきました議案第20号工事請負契約の締結について提案内容をご説明申し上げます。

議案書12ページをお開き願います。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めるものであります。

この太田門静間道路は、門静地区を通る国道44号から太田地区へ抜ける幹線道路であり、また、石山への道路としても利用され、比較的、大型車両が多く通行する道路であります。その道路状態は経年劣化等により路面に、ひび割れやわだちが発生し、通行に支障を来しており、また、旧尾幌1号側にかかるホマカイ橋も建設から約40年が経過し老朽化が進んでいることから、路線全体の見直しと改修が必要と判断し、平成23年度から調査を始め、平成34年までの事業機関として防衛省の補助を受けて事業を実施しているものであります。これまでは、ホマカイ橋の架替軟弱地盤対策、法面对策、起点部交差点位置の変更及び一部改良舗装を完了しております。今年度はホマカイ橋を越えた太田川の急カーブが連続する区間の改良舗装工事を行うものであります。

契約の内容であります。1、工事名（平成29年度国債）太田門静間道路改良舗装工事。

2、工事場所、厚岸町太田宏陽。

3、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札。

4、請負金額、金2億9,322万円。

5、請負契約者、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組であります。

13ページをお開き願います。

参考といたしまして、1、工事概要、道路改良舗装工延長384.59メートル。幅7.50メートル。表層、細粒度アスコン、厚さ3センチメートル。基礎粗粒度アスコン、厚さ4センチメートル。上層路盤工、アスファルト安定処理、厚さ5センチメートル。下層路盤工、0から40ミリ砕石、厚さ40センチメートル。凍上抑制層、山砂、厚さ40センチメートル。擁壁工といたしまして、3区間の合計であります、延長228.476メートル、高さは4.051メートルから12.976メートルとなっております。

2として工期、着手は契約締結日の翌日から完成は平成31年3月20日までとするものであります。

3、参考図面として位置図、平面図、道路構造図、標準断面図、側面図、組合一般図、壁面材寸法図は、別紙のとおりとなっております。

14ページをお開き願います。位置図でございます。

今回の施工位置であります、図面中央の丸で囲った部分、門静地区と太田地区を結ぶ太田門静間道路の中間付近となります。

15ページをお開き願います。平面図でございます。

図面左側が門静地区起点であります国道44号、右側が終点であります太田地区になります。図面左側、国道から入り口付近に上下2カ所の図面表示がありますが、上が旧道、下が新設道路となります。入り口を過ぎてからは新設道路はほぼ現道を通り、図面中央、既設ホマカイ橋を通るのが旧道。その上に示している新設ホマカイ橋を通るのが新設道路となっております。現在まで施工を終えている区間は国道44号入り口からホマカイ橋を通り、曲線区間の手前までの施工済みで示しております改良舗装工、延長1841.79メートルでございます。

今年度は、図面右側の太線で示しております平成29年度国債施工区間①改良舗装工延長384.59メートルとなります。この工事区間内に、②として3区間の擁壁工の位置を示しております。ナンバー1からナンバー3までということで図面で示しております。

図面の下側には道路構造図を示しております。車が通る片側2.75は既設の道路と幅員は変わりませんが、路肩は、既設は0.75メートルから、新設では1メートルとなり、全体幅では現道よりも50センチ広くなり、7メートルが7.5メートルとなります。

次に、16ページをお開き願います。

図面上側の右側に、②擁壁工の断面図を記載しております。今年度の施工区間では道路位置の変更及び道路付近が広がるなど、通常行っている盛り土だけでは法面が収まらない状況となるため、新しく擁壁を新設する設計となっております。

構造としましては、基礎部分を重力式擁壁の形状とし、図面左下の壁面材寸法図に示した高さ1.505メートル、横1.695メートルのコンクリート製壁面材を図面左上に示したとおり組合せ鉛直に立ち上げます。背面はジオストライプという帯状の補強材を壁面材に連結し、盛り土材料による摩擦で安定化を図る構造となっております。

出来上がりの形状は、図面右下に擁壁工、ナンバー2の参考側面図を示しております。なお、別途お手元には参考資料としまして、2月23日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第5 議案第21号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第21号特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

人事院は、昨年8月8日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告をするとともに、この報告を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律のほか、関係する法律を改正することを勧告いたしました。この給与の改定に関する勧告の内容は、人事院が行った平成29年4月時点における民間給与実態調査に基づく官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定であります。内閣は平成29年11月17日に勧告どおり実施することを閣議決定し、同日づけで法律案を国会に提出。衆議院においては12月5日、参議院においては同月8日に原案どおり可決されたところであります。

このたびの特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の給与の改定に関する勧告のうち期末手当、勤勉手当の引き上げ改定に準じて町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を、それぞれ0.10月分引き上げるため制定するものであります。また、この改定の内容については、去る1月17日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し同日づけで、この内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて、改正条文の説明をいたします。

このたびの改正条例は2条建ての構成としており、各条とも特別職の職員の給与に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しております。

第1条は平成29年12月の期末手当の支給割合の改正。第2条は平成30年以後の6月と12

月の期末手当の支給割合の改正を、それぞれ規定したものとなっておりますので、ご了解いただきたいと存じます。なお、これから行う条例案の説明は議案書のように行わせていただきますので、別に配付しております議案第21号説明資料の新旧対照表については、参考としてあわせてごらんをいただきたいと思います。

それでは、議案書17ページをご覧ください。

はじめに、第1条であります。町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を規定する第5条第2項中、12月の支給割合について100分の222.5を100分の10引き上げ、100分の232.5に改めるものであります。

次に、第2条であります。第1条と同じく町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を規定する第5条第2項中、6月の支給割合について100分の207.5を100分の5引き上げ、100分の212.5に。12月の支給割合について第1条で改正した100分の232.5を100分の5引き下げ、100分の227.5に改めるものであります。また、このたびの改正により、町長、副町長及び教育長の期末手当の年間の支給割合は100分の430から100分の440となります。

次に、附則であります。

第1項は、この条例の施行日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし、ただし書きにより第2条の規定は平成30年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は第1項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年12月の期末手当の支給の基準日である平成29年12月1日から適用するとするもので、平成29年12月の期末手当の引き上げ改定分を遡及した上で本年度中に、その差額を支給することとするものであります。この改正による影響額については、町長、副町長及び教育長をあわせた年間の総額で24万2,420円の増額となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第6 議案第22号厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第22号厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

地方議会を取り巻く環境は大規模かつ急速な市町村合併の進展により、予想を超えた議員数の激減と行革による議員定数、議員報酬の削減によって地方議会議員年金制度存続が困難となり、平成23年6月に制度が廃止され、福利環境が低下したことなどから、昨今、小規模町村における議員のなり手不足が深刻化している状況にあります。また、このような状況を受けて総務省では、昨年、町村議会のあり方に対する研究会を開催しております。厚岸町議会におきましても平成17年度から平成22年度までの間、極めて厳しい町の財政状況に鑑み、みずから議員報酬の削減措置を実施、この間に特別職の給与の減額改定が行われたこともあり、平成23年度には条例本則による減額改定と人口減少や住民の高齢化などを背景に、人員定数の削減を実施されたところであります。

厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は、このような近年の議員環境の変化による町議会及び議員活動への影響に配慮し、議員間の競争原理の活性化が図られるとともに、将来において懸念される議員のなり手不足解消の一助として未来において議会が存続することを願い、議長、副議長、各委員長及びその他議員の報酬月額を、管内町村と同程度の水準となるよう、平成14年12月1日から施行された議員報酬削減前の報酬月額に引き上げる改正と、先の議案第21号で説明した昨年8月8日の人事院の勧告における平成29年4月時点での官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定のうち期末手当、勤勉手当の引き上げ改定に準じて厚岸町議会議員の期末手当の支給割合を0.10月分引き上げるため制定するものであります。なお、この改定内容については、先の議案第21号と同様、去る1月17日に開催された厚岸町特別職報酬等審議会へ諮問し、同日づけでこの内容どおり改定することが適当であるとの答申をいただいております。

続いて、改正条文の説明をいたします。このたびの改正条例は2条建ての構成としており、各条とも厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正で、第1条に共通見出しを付しております。

第1条は平成29年12月の期末手当の支給割合の改正。第2条は平成30年4月1日以降の議員報酬月額と平成30年以降の6月と12月の期末手当の支給割合の改正について、それぞれ規定したものとなっておりますので、ご了解いただきたいと存じます。なお、これから行う条例案の説明は議案書に行わせていただきますので、別に配付しております議案第22号説明資料の新旧対照表については、参考としてあわせてご参照いただきたいと思います。

それでは、議案書18ページをご覧ください。

はじめに、第1条であります。議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員に支給される期末手当について規定している第10条第2項中、12月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合100分の222.5を100分の10引き上げ、100分の232.5に改めるものであります。

次に、第2条であります。議会議員の議員報酬について規定している第1条中、議長の議員報酬月額を29万2,000円から1万5,000円引き上げ30万7,000円に。副議長が23万4,000円から1万1,000円引き上げ、24万5,000円に。常任委員長及び議会運営委員長が同じく20万9,000円から1万円引き上げ21万9,000円に。議員が18万3,000円から1万円引き上げ19万3,000円に改めるものであります。また、第1条と同じく議長以下、議員に支給される期末手当について規定している第10条第2項中、6月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合。100分の207.5を100分の5引き上げ100分の212.5に。この条例の第1条で改正した12月に支給する場合における議員報酬の月額に乘じる割合、100分の232.5を100分の5引き下げ、100分の227.5に改めるものであります。

このたびの改正により、議長以下、議員に支給される期末手当の年間の支給割合は100分の430から100分の440となります。

次に、附則であります。

第1項は、この条例の施行日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きにより第2条の規定は平成30年4月1日から施行するとするものであります。第2項は、第1条の規定による改正後の厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、平成29年12月の期末手当の支給の基準日である平成29年12月1日から適用するとするもので、平成29年12月の期末手当の引き上げ改定分を遡及した上、本年度中にその差額を支給することとするものであります。

この改正による影響額については、全ての議員をあわせた年間の総額で、平成29年度は26万1,700円の増。平成30年度は249万2,100円の増額となります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、お願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第7 議案第23号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第23号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

本条例につきましては、先の議案第21号で説明いたしました昨年4月時点での官民給与の格差を踏まえ、その均衡を図るための給与の改定のうち国家公務員の俸給表及び期末手当、勤勉手当の支給割合の引き上げ改定の内容に準じて厚岸町職員の給料表及び給料月額並びに期末手当、勤勉手当の支給割合を、それぞれ引き上げ改定すること並びに55歳を超える職員で、職務の級が6級の者の勤勉手当の減額調整を行うものであります。また、人事院勧告以外の改正となりますが、職員の職務を給料表の各等級分類する際に、具体的な基準となる等級別基準職務表に、主任管理栄養士を追加する改正。管理職手当の月額の支給割合の上限を引き上げる改正、再任用職員の給料月額を、これまでの1区分から3区分として給料表に規定する改正。昨年10月の人事評価制度導入による人事評価結果を、勤勉手当の支給割合に反映するための改正及び労働基準法に合わせた時間外勤務手当等の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定基礎に改めるため、職員の給与に関する条例及び厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例について所要の改正を行うため制定するものであります。

続いて、人事院勧告における給与の改定の内容について申し上げます。

一つ目は、給料表及び給料月額の改定であります。

はじめに、一般給料表と企業職給料表については400円の引き上げを基本に初任給を1,000円、若年層も同程度を引き上げることとしております。

次に、医療職給料表については、これも同じく400円の引き上げを基本に初任給を1,200円、若年層も同程度で引き上げます。

次に、嘱託職員給料表については、これも同じく400円の引き上げを基本に初任給を1,000円、若年層も同程度で引き上げます。

次に、再任用職員の給料月額については400円を引き上げます。なお、医師給料表については、勧告に準じて改定しないこととしております。二つ目は、期末手当、勤勉手当の支給割合の改定で、一般職員と嘱託職員の勤勉手当を0.10月。再任用職員の勤勉手当を0.05月、それぞれ引き上げるものであります。

この二つの改定は、いずれも昨年8月の人事院の給与の改定に関する勧告及び既に国会で可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律に準じた内容となっております。また、これらの改定内容については、2月9日に厚岸町職員組合へ申し入れをし、2月19日にこれを承諾するとの回答を得ているところであります。

続いて、改正条文の説明をいたしますが、このたびの改正条例は4条建ての構成とし、第1条と第2条が職員の給与に関する条例の一部改正。第3条と第4条が厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了解いただきたいと存じます。なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第23号説明資料の新旧対照表により説明いたします。恐れ入りますが、説明資料の1ページをご覧ください。

第1条、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

はじめに、第4条の改正は、職員の職務の級の決定の基準を第3条の2の等級別基準職務表によることとする改正であります。

次に、第4条の3、第1項の改正は再任用職員の給料月額引き上げで、現行の21万4,400円を21万4,800円に改めるものであります。

次に、第16条の6、第2項の改正は、勤勉手当の額の算出に当たり勤勉手当基礎額に乘じる割合を改めるもので、第1号の再任用職員以外の職員の割合を6月と12月に支給する場合に区分し、6月の割合を現行のまま12月の割合を100分の10引き上げ100分の95に。第2号の再任用職員の割合を第1号と同様に、6月と12月に支給する場合に区分し、6月の割合を現行のまま。12月の割合を100分の5引き上げ100分の45とするものであります。また、この改正により期末手当と勤勉手当をあわせた年間の支給割合は、再任用職員以外の職員、いわゆる一般職員が100分の430から100分の440。再任用職員が100分の225から100分の230となります。

次に、次ページ、第22条第2項の改正は、嘱託職員に支給する勤勉手当の額の算出に当たり前の引用条項が号であることによる改正で、同項中を同号中とする文言の訂正及び勤勉手当基礎額に乘じる割合を改めるもので、第16条の6、第2項と同様に、6月と12月に支給する場合に区分し、6月の割合を現行のまま。12月の割合を100分の10引き上げ100分の77.5とするものであります。また、この改正により嘱託職員の期末手当と勤勉手当を合わせた年間の支給割合は100分の321から100分の331となります。

次に、第23条の改正は嘱託職員が休職されたときの給与の支給について、前の引用条番号の訂正による改正で、同条を第15条の2とするものであります。

次に、附則第13項の改正は、55歳を超える職員のうち一般給料表または医療職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が6級である者、いわゆる課長相当職である者の勤勉手当の減額率を改めるもので、6月と12月に支給する側に区分し、6月の減額率を現行のまま、本年度中に支給する予定の昨年12月の勤勉手当に限り、その支給割合を100分の10引き上げることに伴う調整のため、12月の減額率を100分の1.275から100分の1.425に引き上げ改定するものであります。

次に、別表第1の一般給料表、別表第2の医療職給料表及び別表第4の嘱託職員給料表の全部を改める改正であります。

恐れ入りますが、別に配付しております説明資料の別紙給料表の新旧対照表をご覧ください。

1ページから6ページにかけて別表第1の一般給料表、6ページから12ページにかけて別表第2の医療職給料表、12ページから14ページにかけて別表第4の嘱託職員給料表となっております。給料表の改定については、前段で申し上げたとおり、人事院勧告及び当該勧告の内容に準じて国会に提出され、可決された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律における俸給表の改定に準じた内容としており、別表第1の一般給料表が400円の引き上げを基本に初任給若年層の給料月額を最高で1,000円引き上げ、別表第2の医療職給料表が同じく400円の引き上げを基本に初任給及び若年層の給料月額を最高で1,200円引き上げ、別表第4の嘱託職員給料表が、これも同じく400円の引き上げを基本に初任給及び若年層の給料月額を最高で1,000円引き上げております。

新旧対照表の2ページにお戻り願います。

次に、別表第5の等級別基準職務表に主任管理栄養士の配置に伴う基準となる職務を追加する改正であります。

ア、一般給料表、等級別基準職務表、4級の主任子育て相談員の次に、主任管理栄養士を加え、同表のうちイ、医療職給料表と給与別基準職務表4級の主任薬剤師を主任管理栄養士、主任薬剤師とするものであります。

続いて、第2条について第1条と同じ職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第4条の3、第1項の改正は、再任用職員の給料月額の設定で21万4,800円を、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とするものであります。

町における再任用制度は、公的年金の基礎年金相当部分の支給開始年齢が65歳で、段階的に引き上げられることに対応し、定年後の継続勤務のための任用制度として新たな再任用制度を平成26年4月1日から施行し、これまでに8人。現在はフルタイム勤務では、医療職一人、短時間勤務が4人と、計5人が在籍しているところであります。本年3月31日に定年を迎える職員は、対象共済年金の支給が63歳からとなり、2年後には65歳からの支給開始となります。再任用制度では、定年退職をする職員に無収入である期間が発生しないよう雇用と年金を確実にするためのものとなっており、短時間勤務職員の給料月額は17万1,840円としておりました。少子高齢化が加速する中、高齢者の収入を促進し、労働力を確保するために政府では、公務員の定年を15年間で段階的に65歳に引き上げる検討に入りましたが、それまでの間、近年における町職員の採用試験合格者数の状況では、退職者補充などでの必要人員を確保することは非常に困難な状況にあると考えております。したがって、高齢期までを見据えた計画的な人材育成や高齢期の職員の知識、技術、経験等の積極的活用に向け道筋をつけ、若手、中堅職員を含めた人事管理全体をより適切な方向へ見直しできるように、優秀な職員を再任用で確保するために、これまでの一区分による給料支給からその者を属する職務の級に応じた額に改め、安定した行政運営を行おうとするものです。

次に、第14条の改正は、勤務1時間当たりの給与額の算出について、労働基準法第37条第5項の規定に合わせ、職員の時間外勤務手当、夜間勤務手当及び休日勤務手当の算出に用いる勤務1時間当たりの給与額の算定基礎に、月額で支給される特殊勤務手当及び寒冷地手当を含めるためのものであります。これは、昨年、労働基準監督署が給与条例を準用する独立行政法人に対し、寒冷地手当を時間外勤務手当の算定基礎に含めていないことが、労働基準法第37条に違反するため是正するよう勧告があったことに係る通知が、総務省自治行政局公務員部給与擁立推進室からあったことを受け、同法施行規則第21条の規定に照らし合わせ扶養手当や通勤手当など割り増し賃金の基礎となる賃金には、参入しない手当以外の手当である月額で支給される特殊勤務手当及び寒冷地手当を含めるためのものであります。

次に、第16条の2、第2項の改正は、管理職手当の月額を引き上げるための支給割合改定で、管理職手当の上限を現行10分の1.3から10分の1.5とするものであります。

管理職手当は、管理または監督の地位にある職員の職のうち規則で定めるもの、いわゆる管理職員について、その職務の特質性に基づき支給するものでありますが、地方分権時代となり、親しい仲、管理職員の責任の度合いが増し、また、団塊の世代が長く町

の行政運営を支えてきた中であって、多くの地方自治体が行政改革等へ取り組んできたところであり、当町も例外ではなく、行政改革等に取り組み、厳しい財政状況乗り越ってまいりました。そのような中、次年度には、大量の課長職が定年退職を迎える状況を踏まえ、本年4月の定期人事異動について作業を進めているところでありますが、現在の組織では、管理職承認への若年化が避けられず、職員の士気の問題、若手の中堅職員が重要ポストへ承認することへのやる気や組織全体の活力を維持するため管理職員の責任の度合いがますます増加することから、管理職手当の上限を定める規定を改めるものであります。

第16条の3の改正は、附則第10項を削ることに伴う引用の整理、給与法の規定と整合をとるためのものであります。

第16条の6、第1項の改正は、附則第10項を削ることに伴う引用の整理及び平成30年6月以降の勤勉手当に人事評価の結果を反映するための改正であります。

次に、第16条の6、第2項の改正は、給与法の規定と整合をとるための改正及び平成30年6月以降の勤勉手当に人事評価の結果を反映するための改正並びに、この条例の第1条で改正した勤勉手当の支給割合を平成30年6月以降に支給割りする割合に改めるもので、次ページ、第1号の再任用職員以外の職員の割合を100分の90に、第2号の再任用職員の割合を100分の42.5とするものであります。

次に、第16条の6、第3項の改正は、期末手当が民間における所要等のうち一定率に相当する手当と期末手当基礎額に扶養手当を加算する制度であるのに対し、勤勉手当は民間における所要等のうち考課、査定分に相当する手当であり、扶養手当を加算することは適当ではないということを、昨年度の給与実態調査において北海道から指導があり、勤勉手当基礎額から扶養手当を削るものであります。

第16条の6、第4項の改正は、給与法の規定と整合をとるためのものであります。

第22条第2項の改正は、第16条の6、第2項の改正と同様、この条例の第1条で改定した嘱託職員の勤勉手当の支給割合を、平成30年6月1日以降に支給する割合に改めるもので、その割合を100分の72.5とするものであります。なお、この改正による期末勤勉手当をあわせた年間の支給割合は、いずれの職員も、この条例の第1条で改定した割合とそれぞれ同じ割合となるものであります。

次に、附則第3項から附則第9項までは、既にその役割を終え、扶養となっている附則の規定を削るもの。附則第10項から第14項までは平成30年3月31日限りで、この役割を終え、扶養となる規則の規定を削るものであります。

9ページの附則別表は、附則第4項関係のもので既にその役割を終え、扶養となっている規定を削るものであります。

次に、別表第1の一般給料表及び別表第2の医療職給料表の全部を改める改正であります。恐れ入りますが、別に配付しております説明資料の別紙給料表の新旧対照表をご覧ください。

14ページから19ページにかけて別表第1の一般給料表、19ページから26ページにかけて別表第2の医療職給料表となっております。

給料表の改定については、前段で申し上げたとおり、再任用職員の給与月額改定で21万4,800円を、その者に適用される給料表の再任用職員らに掲げる給料月額のうち、その

者の属する職務の給与に応じた額とするため、再任用職員の給料月額を給料表に規定することによるものであります。内容は、退職時の職が係長以下である場合には、2級の21万4,800円。同じく課長補佐職である場合には25万4,800円。課長職である場合には27万4,200円とするものであります。

続いて、第3条及び第4条の厚岸町企業職員の給与の種類及び求人に関する条例の一部改正についてであります。本条例に規定のない嘱託職員の勤勉手当に関する部分、嘱託職員給料表及び改正規定の条項番号が異なるほか、改正の内容が、これまで説明いたしました第1条及び第2条の職員の給与に関する条例の一部改正と全て同様でありますので、説明は省略させていただきます。

説明資料、別紙の26ページから最終ページにかけての企業職給料表についても、現行、改正案ともに一般給料表と全く同じ内容となっております。

続いて、この条例の附則であります。議案書の55ページをご覧ください。

附則第1項は、この条例の施行期日で、この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きにより、第2条及び第4条並びに附則第5項の規定は平成30年4月1日から施行するとするものであります。

附則第2項は、第1条の改正による改正後の職員の給与に関する条例の規定及び第3条の規定による改正後の厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定については、平成29年4月1日に遡及して実施することを定めております。

附則第3項は、給与の内払いの規定で、この条例の第1条及び第3条の規定により引き上げ改定した給与について、平成29年4月1日、遡及により、前年4月から本年2月までの11カ月分の給料、当該給料の引き上げに伴う昨年6月の期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当及び昨年12月の期末手当、勤勉手当の支給に当たっては、これまで改訂前の額で支給した分を内払いとみなし、この内払いと見なした額を差し引いて支給することを規定した内容となっております。これらの改定に伴う影響額については、企業会計を含めた全会計で給料表の引き上げ改定により、年間で給料の増額分が約186万5,000円、期末手当、勤勉手当の増額分が給料引き上げに伴う6月の期末手当、勤勉手当と12月の勤勉手当の至急割合の引き上げ改定分をあわせて1,052万3,000円、総額では約1,023万238万8,000円、これら給与の増額に伴う退職手当組合負担金等への影響を約223万円と試算しております。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 今回、給与、それから勤勉手当に人事評価が影響するということですが、たしか、この評価というのは5段階評価ということになってはいますが、どの段階というのですか、どの段階から反映されるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 今、お話が出たとおり、業績評価は5段階であります。A、B、C、D、Eということで、Aが特に優秀、Bが優秀、次、Cが良好、標準という位置でございます。その下はやや良好でない、良好でないという、こういう5段階ということでCが標準というラインであります。

このCが規定どおりの率で支給されますので、AとBがそれの上乗せ支給、DとEが減額支給という構造になります。

- 議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 この人事評価というのは、定期的に、多分、行われるのだと思うのですが、そのたびに、今回、Bだった方が次の評価のときにはDになるだとか、そういったことも考えられるのですよね。きっと、毎回、同じ評価でいくということではないですよね。どうなのでしょう。

- 総務課長（松見課長） 議員おっしゃるとおりでございます、基準期間は6カ月です、6カ月ごとに評価をしていくと。ですから、そこには変動があったり、同じ評価であったり、そういうサイクルでございます。

- 議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 短いサイクルでの評価なのですが、ちょっとここで心配するのは、これやる気を起こさせたりですとか、そういったいい面をプラスというか引き出すための評価なのですが、逆に今回Bだった方が、次はD評価になるよというところで、逆に意欲を失うというのでしょうか。何かそういうことが起こり得ないかなということもちょっと心配なのです。とてもデリケートな部分の評価なので、この評価というのは慎重に、給与などに直接関係してきますから、デリケートに慎重にやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 多分、おっしゃるとおりの難しい運用になるのかな。この制度導入に当たってやはり職員と個々に各管理職が面談の上、その目的を再確認して自己の目標を定めるなり、そういったことをしてきております。そういったことで、この人事評価を導入した趣旨を十分に理解をしていただきながら進めているところでありますけれども、さらに理解をしていただき、最大の目標である能力を伸ばしていくと、そういうことが目的でございますので、制度の趣旨に沿った適切な運営ができるよう、職員の理解を求めながら推進してまいりたいと考えているところでございます。

- 議長（佐藤議員） 他にございませんか。

8 番、南谷議員。

●南谷議員 何点かお尋ねをさせていただきます。

まず、12番議員さん、非常に高度な切り口で質問をされておったのですけれども、大変恥ずかしいのですけれども、私はまず入り口から質問をさせていただきます。

今回、この大幅な改正がなされたわけですが、人勘に基づくところが非常に大きいのかなと僕は理解をさせていただきました。

そこで、今回の改正については、職員の職務の級の決定の基準を一つ給料表に当てはめたと、こういう理解をさせていただいた、この辺についてももう少し詳しくお尋ねをさせていただきたい。

それから、再任職員の給料、400円アップになるということは理解したのですけれども、再任用職員の給与関係にちょっと読み取り切れないものですから、実際、どのような再任用の職員の皆さんに、400円アップは分かるのですけれども、それ以外にも影響が及ぶところがあると思うので、これらについてももう少し具体的に教えていただきたい。

3点目なのですけれども、後ろの部とも関係あると思うのですけれども、医療関係の職員の給料について若干触れておられます。この辺についてももう少し詳しく説明を、具体的でいいのです。1条ずつにどうのこうのではなくて、こういう職にある人は、今までとこういうふうになりますよ、という大ざっぱなものを教えていただきたいなど。

さらには、嘱託職員、今までこうだったのだけれども、今度はこう変わりますよというものを具体的に教えていただければと思います。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 大きく分けていくと3点。まず、職務の給料の関係と、それから、再任用に係る取り扱い。そして、嘱託職員の関係であります。

まず、嘱託職員の関係であります。嘱託職員は給料と勤勉手当の変更だけでございます。それから、職務の給与は、実は昨年の条例改正において既に位置づけていたのですが、それに当てはめる条の整理がなされていなかったと、こういったことで。職務の給与に具体的に入ったのは主任管理栄養士というのを入れただけなのです。前段で言われたのは、職務の級というものは昨年の条にもう既に入れたのですけれども、それを次の条で位置づけたということです。

それから、再任用の関係でありますけれども、400円の額は今年度、29年度です。30年4月からは、これを3区分にするのですけれども、2級、3級、4級と位置づけておりますけれども、2級のところには、これは現在の再任用の職員の額に当てはまる場所です。ここは係長職以下の方々、それから、3級においては課長補佐職の方々、それから、4級においては課長及び局長である方々の再任用する場合の給与の位置づけでございます。

漏れなくお答えしたと思いますが、いかがでしょうか。

嘱託職員は、給料表の改定、つまり給料月額の改定と勤勉手当の率の改定、嘱託職員についてはここだけになります。

●議長（佐藤議員） 8 番、南谷議員。

●南谷議員 非常に多岐にわたっているので少し読み取りきれないというかな。今回の改正におきまして、おおよそ1,000万円ぐらい、先ほどの説明でありました。給料のアップなりを、たしか、僕の頭の中では、平成30年度の人件費というのは下がるのかなと理解をしておったのです。だけど、今回の改正で1,000万円ぐらい、おおよそ影響額が出るよということは、職員の皆さんにとっても非常に励みになるのかなと理解をさせてもらったのですけれども、先ほど、12番議員さんの質疑の中で評価について、私もかつて組合におったところですから、20年ぐらい前に組合はもう既に人事評価というものを実施してきておりました。非常に公平性という問題とかいろいろな問題があると。人が人を評価するわけでございますから、やはりしっかりやっていただきたいなと、そんな思いはあれしますし、職員の皆さんの仕事に対する意欲を失わないようしっかり公平な対応をしていただきたい。逆に、一生懸命やる職員には、大いに評価をしてやるべきだなと思います。

さらには、再任用の職員の皆さんにおきましても、それぞれの給料プラス現職のときの対応に応じてアップ率が、今までは一律だったものが若干差がついてくると。もう少しあってもいいのでないのかなと僕は思うのですけれども、一律というのはどうなのかなと僕は思うのですよ。それぞれ人というのは百人十色で本人は一生懸命やっているとと思うだろうけれども、職員については差があるのですよね。再任用の人については、やはりその一つの区切りを終えて次のステップに踏まれる。そういうときに役職だけでそういうハンデがつくというのは、そこにもやはり人事評価というのは働かないのかなとかように思ったのですが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 職員全般にわたる部分ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、人事評価につきましては、10月から、これは法律の施行よりも遅目の施行になりましたけれども、厚岸町として昨年の10月から導入をいたしました。

6カ月間がたって、まずは6月の勤勉手当に、その反映をさせるということなのですが、この人事評価というものは、以前にもお答えしたかと思いますが、評価自体は絶対評価になります。これは能力評価と業績評価、この2段階を合わせ持った中で評価を行う。これはそれぞれ個人ごとの絶対評価。給料に反映させる場合については、相対評価となります。ただし、この勤勉手当の率の割合を定めるに当たっては、国であるとか、北海道であるとかというところは、その標準の真ん中の部分、これをあえてこの定めた割合よりも下げた中で上の部分、要は優秀、最優秀の部分の原資をつくるために、この真ん中の分を削っていると、減額をしていると聞いております。

ただし、厚岸町については、その標準の部分の職員の方々のそういった、議員、心配しておられる士気の部分、低下させないために、これは現状のまま維持をさせていただくと。その上で最優秀、優秀というものの、それと、その下のD、Eの部分というところ

になりますけれども、あえてこのD、Eを積極的につくると、必ず10%、5%つくると
いう評価にはしておりません。その優秀、最優秀の部分につきましても、一応、上限は
決めておりますけれども、これもあくまでもそのときそのときの評価に基づいて行っ
ていくということでもありますので、できる限りその職員の皆さんの士気を下げないよ
うな形での運営をしていくよう努力はさせていただきました。

あと、等級別基準職務表につきましては、これ、昨年、別表第5として新たに法律に
定められましたので、厚岸町においても1級から6級までございます。一般給料表、あ
と、医療職給料表、それと、企業職給料表については1級から6級まで。1級、2級が
主事職。3級が、基本的には主任職。4級が主査、係長職。5級が課長補佐相当職。6
級が課長相当職となりまして、それぞれ厚岸町が持っている課長であるとか、局長であ
るとかという職をそこに当てはめて別表に定めていると。今回、主任管理栄養士とい
うものが病院の中で新たな係長級の職としてつくられましたので、今回、それを別表の中
に加えさせていただいたという改正でございます。

それと、給料につきましては、今回、400円の引き上げを基本としてということな
のですが、これは全てにおいて。

済みません、最後のところ、もう一つご質問、ちょっと聞き取れなかったものでは
からもう一度お願いいたします。

●南谷議員 いいです。

●副町長（會田副町長） そうですか。申しわけありません。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 まず、その5段階評価について大変詳しい説明をいただいたので、しっかり取
組んでいただきたいと考えております。

それで、その上でまだ若干お聞きしたいのですけれども、例えば、評価するわけ
ですよ。勤務状況については、評価というのは分かっているのです。公務災害、それから、
自分の事故で休職される場合もあると。これらの関係というのは、町としてはどうなっ
ているのかお尋ねをさせていただきたい。

例えば、自己都合でけがをした場合、病気とか、それから、自分の事故というの
ですか。いろいろなケースあると思う。それから、公務での災害の場合とかいろいろあ
ると思うのですよ。そういう場合は人事評価にどう影響するのかなという考え方をちょ
っと確認をさせていただきたい。

それから、これ3回目なので、次のやつもあるので、まずその分だけ確認をさせ
ていただいて質問を終わります。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 済みません、先ほどの再任用の職員の部分でしたね。給与の部

分でした。あとは職の割り当ての部分だったと思うのですが、総務課長のほうからの提案説明の中にもありましたとおり、実は今年度の新規採用職員の採用に当たっても退職分を満たしておりません。今年度、採用すべく管内、町村会として募集を行ったのですが、非常に人数が少なかった。それぞれ厚岸町と同じくその人数を満たしていない町がございます。これは恐らく少子化、さらには民間企業がある程度、今、景気のいいところで、そちらを望む大学生、高校生がいるのではないかというふうに予想しております。今後、少子化ということを考えますと、厚岸町はこれから毎年、それなりの人数の定年退職者が出てきますと。それに満たすだけの新規採用職員がとれるかという、今、懸念がしております。

このことを合わせますと、まずはある程度の知識、技能、さらには経験を積まれた定年退職者の方々に少しでも残っていただきたい。今後、その厚岸町の組織体制を守っていくためには、今、施設、いろいろと厚岸町抱えております。いずれはこの再任用職員の方々に、もしかすると施設の長であるとか、係長に準じた職を担っていただけないような組織編成にならざるを得ないということを考えると、そういったその課長職であるとか、課長補佐職の方々にもぜひ再任用職員として残っていただきたい。

また、提案説明でもあったとおり、国で、今、検討されている定年の延長については、2033年度をもって65歳まで引き上げるといような方針であるようであります。当然、国家公務員がそういった方針であれば、地方公務員もこれに倣わなければならないということになりますから、3年ごとに1歳ずつということを考えておられるようです。ですから、最終的には、2033年度で65歳までの定年ということになりますので、そうすると、まずは再任用制度を許可しなければならないだろうということで、そういった意味からすると、これまでの知識、技能を統一すべきという考えもあるでしょうけれども、やはりその持っている能力や知識、経験に応じた給料の設定をしなければならないのではないかと、ということで、今回、改めて今まで1級制だったものを4級、3級、2級に、それぞれの退職の役職に応じた中で行わせていただいたということでもあります。

もう一つ評価の部分でありますけれども、今、休職者の方のご心配をされているかと思いますが、これは公務災害であれ、また、近年言われております精神的な病の中での長期の休職、この休職の方々の評価については対象外と制度の中ではされております。

これで、大体終わりだと思うのですが、ということで、マニュアルまたは規制の中にもそういった形で規定をさせていただいているということでございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第8 議案第24号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（松見課長） ただいま上程いただきました議案第24号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明させていただきます。

厚岸町職員の定年については、条例第3条において年齢60年と規定されており、医師については、ただし書きにより、年齢65年として運用を行ってきたところです。しかし、引き続き、全国的な医師不足が叫ばれる中、特に道東地方ではへき地勤務員の減少に加え、平成16年度に創設された初期臨床研修制度の導入によって、大学医局に属する医師も激減したことによって、医師派遣機能の低下を招き、医師の地域偏在を生じさせる要因となっております。当町のような地域医療を担う自治体病院では、これまで大学医局からの医師派遣によって医師確保が図られてきましたが、近年では医師不足が恒常化となり、このままでは地域医療の崩壊が危惧される場所であり、町立病院での医療体制の確立のための具体的かつ効果的な医師確保対策が急務となっております。これまでもい医育大学や関連病院への定期訪問による医師招へいを働きかけるなど、医師確保につとめておりますが、確保は容易に見込めない状況にあり、町民の健康と命を守る当該病院を存続させるためには、早急な医師確保対策が重要な課題となっております。このため、医師の定年年齢を引き上げて就労年限を延長することで医師の確保に資することが見込まれることから、今般、条例の一部改正を行おうとするものであります。

議案書の56ページをお開き願います。

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例であります。

お手元に配付の議案第24号説明資料、厚岸町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

新旧対照表により、ご説明申し上げます。

改正の内容であります。新旧対照表の第3条、医師については、年齢65年とするを、年齢67年とするに改める内容であります。なお、この改正により第4条第2項の規定で、医師については定年の任期期間を加えることにより、年齢70年まで勤務させることができることとなります。

議案書の56ページにお戻り願います。附則であります。

施行期日は、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。勤務延長の特例につきましては、この条例の施行の日の前日から引き続き勤務延長している職員のうち、この条例による改正後の職員の定年等に関する第3条、ただし書きに規定する年齢に達している者に係る平成30年4月1日以後の勤務延長については、当該職員の第2条の規定による定年退職日を平成30年3月31日とみなして、第4条の規定を適用するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第9 議案第25号厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第25号厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書57ページをお開き願います。

議案第25号厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例であります。国民健康保険制度は、これまでの間、市町村単位で運営をしてきましたが、市町村間の格差や小規模市町村の財政の不安定さなど問題を抱えており、このような状況を改善し、負担の公平化と財政運営の安定化を図り、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成27年5月29日に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が公布され、本年4月1日から施行されることにより、平成30年度から都道府県と市町村が共同で国民健康保険の運営を行うこととなります。都道府県は財政運営や効率的な事業を行うための中心的な役割を担い、市町村は引き続き保険給付や保険税の賦課徴収資格管理、保険事業などを行うこととなります。

このたびの改正は、保険税の使途の変更と北海道から示された平成30年度の市町村ごとの国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率をもとに保険税率の改定を行うため、厚岸町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、はじめに、国民健康保険制度の改正概要を別にお配りしております議案第25号説明資料②により説明いたします。

資料の1ページ目をご覧ください。

この図は、国民健康保険制度の改正概要を図式化したものであります。上段が平成29

年度までの制度概要。下段が平成30年度からの制度概要で、今回の改正によって取り扱い等が変更される部分をピンク色の矢印で表記しております。上段、平成29年度までは町単体で運営してきたものが、下段、平成30年度からは北海道と町が共同で運営することとなります。また、図、左側の厚岸町の枠内に記載しているとおり、町は被保険者の医療費に対する保険給付や保険税の賦課徴収などを引き続き行うこととなりますが、これまで町が行ってきた国保財政の運営については下段にあるとおり、北海道がこれを行うこととなります。これにより、北海道は町が行う保険給付に要する費用の全額を、下段、左側、左向きの太い矢印にあるとおり、保険給付費等交付金として町に交付し、町は北海道が決定する、下段、左側、右向きの太い矢印にある国民健康保険事業費納付金を納付するため、北海道が市町村ごとに示す標準保険料率をもとに税率を決定し、保険税の賦課徴収をすることとなります。

次に、改正内容についてご説明いたします。

説明は、別に配付しています議案第25号、説明資料①厚岸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例、新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて説明資料②国民健康保険税の改正概要についての2ページ目及び説明資料③関係法令の抜粋及び用語の説明を配付しておりますので、参考としてください。

それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。

第2条、第1項の改正は国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とすることに変更はないものの、このたびの制度改正により、各課税額を町が北海道へ納付する国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるとする用途の変更を行うため、条の全部を改めるものであります。

同条第2項から第4項までの改正は、全項の改正において課税額ごとに新たに号を設けたことにより、各項の引用状況に号番号を加えるほか、第4項中にある括弧書きの定義規定が第1項、第3号で規定されたことにより、これを削るものであります。

2ページをご覧ください。

第3条、第1項の改正は、基礎課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率を改めるものであります。

第5条の改正は、基礎課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額を改めるものであります。

第5条の2の改正は、基礎課税額に係る1世帯当たりの平等割額を改めるもので、第1号が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、第2号が特定世帯、第3号が特定継続世帯の額となっております。

また、戻って第1号中の法律番号を削る改正は、第2条第1項第1号で国民健康保険法が引用されたことによるものであります。

第6条の改正は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率を改めるものであります。

第7条の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額を改めるものであります。

3ページ目をご覧ください。

第7条の2の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る1世帯当たりの平等割額を改

めるもので、第1号が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯。第2号が特定世帯。第3号が特定継続世帯の額となっております。

第8条の改正は、介護納付金課税額の所得割額の算定に当たり乗じる率を改めるものであります。

第9条の改正は、介護納付金課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額を改めるものであります。

第9条の2の改正は、介護納付金課税額に係る1世帯当たりの平等割額を改めるものであります。

第21条の改正は、保険税の減額に関する規定で、第1号は7割軽減、第2号は5割軽減、第3号は2割軽減に該当する場合に、それぞれ減額する額を定めております。

同条第1号、アは基礎課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額、同号イは、基礎課税額に係る1世帯当たりの平等割額で、(ア)が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、(イ)が特定世帯、(ウ)が特定継続世帯となっております。また、同号ウは、後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者1人当たりの均等割額。同号エは、後期高齢者支援金等課税額に係る1世帯当たりの平等割額で、上記、イと同様に、(ア)が特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯、(イ)が特定世帯、(オ)が特定継続世帯となっております。また、同号オは、介護納付金課税額に係る被保険者1人当たりの金等割額、同号カは、介護納付金課税額に係る1世帯当たりの平等割額を定めているものであり、これらの額を第5条、第5条の2、第7条、第7条の2、第9条及び第9条の2で改定した額に、第1号では10分の7、第2号では10分の5、第3号では10分の2をそれぞれ乗じて得た額に改めたものであります。

なお、今回の保険税率の改定による応能応益の割合は、北海道から国民健康保険事業費納付金の本算定時に示された標準保険料率と同様の割合となる60対40とし、保険税収納必要額で見た場合の全体的な保険税収納必要額の上昇割合は、平成29年度と比較するとおおむね2%程度の増となる見込みであり、この税率を設定するに当たり、2パターンの試算を行い、特に中低所得者に配慮した税率につとめたものとしております。

議案書59ページにお戻りください。附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するものであります。

第2項は、適用区分で、改正後の厚岸町国民健康保険税条例の規定は平成30年度以後の年度分の保険税について適用し、平成29年度分までの保険税については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上、簡単な説明ではございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

休憩いたします。

再開は、午後 3 時30分といたします。

午後 3 時01分休憩

午後 3 時30分再開

- 議長（佐藤議長） 本会議を再開いたします。

日程第10、議案第26号厚岸町国民健康保険財政調整基金条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第26号厚岸町国民健康保険財政調整基金条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部が平成30年 4 月 1 日から施行されることに伴い、これまで市町村ごとに行ってきた国民健康保険制度の運営が平成30年度から都道府県と市町村が共同で行うこととなるなど、国民健康保険制度創設以来の大きな制度改革が行われることとなります。北海道では、市町村間の格差や小規模市町村の財政の不安定さなど、問題を抱える市町村国保において負担の公平化を進めるため、将来において道内の国民健康保険料水準の統一化を図るため、市町村ごとに標準保険料率を示すこととしております。市町村は、この標準保険料率をもとに税率を決定し、賦課徴収を行うことで国民健康保険事業費納付金の財源を確保することが必要になります。しかしながら、北海道が示す標準保険料率は、その算定をするために必要となる被保険者数や所得について、道内統一した方法で算出するため、急激な被保険者の減少や経済事情の変動により納付金が著しく変動することや保険税の収入に不足が生じる可能性があります。

北海道では、こういった事態に備え基金を設け災害発生時などのための交付金や保険税収入に不足が生じたときに貸付を行うこととしていますが、この貸付金を借りたときは、翌年から 3 年間にわたって返済することとなるため、その部分について保険税で確保する必要があり、結果として保険税額が上昇することとなります。このため、当町の国民健康保険では、今後、北海道が示す標準保険料率をもとに、毎年度、税率の改正を行い、必要となる保険税額の確保をしていく考えであります。経済事情の変動などに

より、北海道へ納める納付金に著しい変動が生じたときや保険税の収入額に不足が生じるときなど、年度間の保険税の平準化及び財政調整機能を確保するため、新たに基金を設置する必要があることから本条例を制定するものであります。

議案書60ページ、厚岸町国民健康保険財政調整基金条例でございます。

第1条は基金の設置の目的を規定したものであります。

第2条は積立額に関し、基金に積み立てる額は国民健康保険特別会計の歳入歳出予算で定めるとするものであります。

第3条は現金の管理に関し、第1項では基金に属する現金は預金その他、最も確実かつ有利な方法で行うものとし、第2項では必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるとするものであります。

第4条は運用益金の処理に関し、基金の運用から生ずる収益は歳入歳出予算に計上して基金に編入するとするものであります。

第5条は繰替運用等に関し、他の基金条例と同様、財政上必要がある場合、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用し、または一般会計の歳入歳出予算の定めるところにより、歳入に繰り入れて運用することができるとするものであります。

61ページをご覧ください。

第6条は基金の処分に関し、国民健康保険税負担の年度間の平準化及び国民健康保険財政の健全な運営に必要な財源に充てる場合に限り、処分することができるとするものであります。

第7条は委任規定で基金の管理に関し、必要な事項は町長が定めるとするものであります。

附則であります。第1項は施行期日で、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則第2項の改正は平成30年4月1日からとするものであります。なお、これに係る予算について、平成29年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算の可決後において速やかに基金の積み立てを行いたいと考えております。

第2項は国民健康保険特別会計条例の一部改正をするものであります。

別にお配りしている議案第26号説明資料、厚岸町国民健康保険財政調整基金条例附則第2項による国民健康保険特別会計条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。改正内容であります。

第2条は国民健康保険特別会計における歳入及び歳出について規定したのですが、現行の規定が昭和39年の国民健康保険特別会計を設置した際の内容となっているため、国民健康保険制度が改正される平成30年度からの会計の状況に合わせ、歳入及び歳出の内容を改めるものであります。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

3番、堀議員。

- 堀議員 今、説明があったのですけれども、要するに介護保険における準備基金と同じようなものが、今回、この国民健康保険の財政調整基金としてなるのかなと感じたのですけれども、その介護保険でもあるのですけれども、要は基金に、では、一体幾ら積んでいくのだと。将来の不安ばかりを、あおってと言うのは悪いのですけれども、将来の負担増ばかりを全面に押し出して、どんどん基金を積み上げていった場合には、当然、年度年度の保険料というのが高くなっていくわけなのですから、ある程度、上限というものは欲しいなと思うのですよ。例えば、国民健康保険の全会計の何%分を積むとか、そういうものを目標にして毎年度毎年度積み上げていくのだとか、やはりそういうような目標がないと、いつまでも将来の医療費の増、高齢化や医療費の増大とか、そういう不安材料ばかりを旗頭に、この基金をどんどんどん増やしていかなければならないのだという説明をされるのであれば、やはり将来的な基金の際限ない積み上げにもつながりかねないので、やはりしっかりとした目標額が必要ではないのかなと思うのですけれども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

- 議長（佐藤議員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 議員おっしゃられるように、基本的には、介護保険の基金と似たような性質は持っております。ただ、今回の基金につきましては、あくまでも保険税が不足したときに使用すると。または、これから北海道から国民健康保険事業費納付金というのが設定されて、それを100%、毎年度払わなければなりません。そのときに保険税が不足したときに使用すると。逆に30年度以降、毎年度、北海道が示す標準保険料率をもとに厚岸町の税率も改定をしていくといったときに、大きく余剰が出るということは、そんなに大きく出るということは恐らくないと考えております。

毎年度、税率改正を行います。ただ、あくまでも見込みで税率改正を行いますので、余剰が出た場合には基金に積んで、その後、保険税を引き下げる財源に使用するというものでございますので、大きな積み立てには、現在のところならないものと考えてございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

- 議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議長） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第11、議案第27号厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第27号厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例は、子ども・子育て支援法の改正に伴い規定の整備を行うものであります。

平成30年4月1日施行の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正に伴い、これまで特定教育・保育施設の申し込みの際に必要なとしている支給認定証について、保護者等からの申請があった場合のみ交付することが可能になったことによるほか、必要な規定の整備を行うものであります。

お手元に配付の厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

第7条の改正は、定義規定の訂正によるものです。

第8条の改正は、これまで特定教育・保育施設の申し込みの際に必要なとしている支給認定証について、保護者等からの申請があった場合にのみ交付することが可能になり、交付を受けない場合の取り扱いを追加するものでございます。

第15条第1項、第2号の改正は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部改正により引用する項番号を改めるものです。

第40条第2項の改正は、定義規定の訂正によるものです。

議案書の62ページをお戻り願います。附則でございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行されるものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議長） 日程第12、議案第28号厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第28号厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書63ページをお開き願います。

議案第28号厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

本2件の条例につきましては、医療保険各法の規定による医療の給付が行われた場合において、それぞれの受給対象者の医療費から当該医療に係る保険給付の額と他の法令等の規定により、国または地方公共団体等による医療に関する給付を控除した額の残りの額について医療費の助成を行うもので、この助成制度は平成28年8月から制度の拡大をし、小学生以下の乳幼児等について実質的な医療費の無料化を実施してきたところであります。しかしながら、この制度の拡大後において厚岸町未来創生総合戦略にある子育て支援の推進に関する施策のあり方について、さらに検討を行ってきた結果、近年、急激に進む少子化への対策として満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者について、医療費の無料化を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものとあわせて規定中にある文言の整理を行うものであります。

それでは、別にお配りしている議案第28号、説明資料①厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例及び厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて改正内容の概要については、議案第28号、説明資料②厚岸町乳幼児等医療費助成制度及び厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成制度の改正概要及び議案第28号、参考資料、厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成に関する条例、施行規則の一部を改正する新旧対照表を配付しておりますので参考としてください。

新旧対照表の1ページであります。

第1条は、厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正であります。

はじめに、題名についてですが、これまで満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの者の医療費助成を行う制度として行ってきましたが、改正後では、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までのものについて医療費助成を行うこととするため、今回の改正を機に乳幼児等から子どもに改めるものであります。

第1条は、本条の目的に関する規定で、これを子どもに係る医療費の一部を助成することにより、子どもの健やかな成長に寄与するとともに、子どもの保険の向上と福祉の増進を図ることを目的とするに改めるものであります。

第2条は、用語の定義に関する規定で、各号列記以外の規定については、規定中の文言の整理を行うもので、同条第1号は、乳幼児等の定義規定ですが、これを子どもに改め、その定義を満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの者に範囲を拡大するものであります。

第3号、各号列記以外については、受給の対象となるものの要件について規定したのですが、第2条第1号の定義規定の改正にあわせ、乳幼児等を子どもに改めることで医療費助成の受給資格者の範囲の拡大をするほか、規定中の文言の整理をするものであります。

同条ただし書き及び各号は、受給資格者から除外するものについて規定したのですが、規定中の文言の整理を行うとともに、受給資格者から除外するものを追加する規定の整備をするものであります。

2ページをご覧ください。

続いて、第2条は、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正であります。

第4条は、助成額を算出する際に控除する受給者が負担すべき額について定めており、同条ただし書きは、その除外規定ですが、ただし書きにある12歳を18歳に改めることで医療費の無料化を行う範囲を拡大するとともに、括弧書きでその除外規定を整備するものであります。

議案書64ページにお戻りください。附則であります。

第1項は、施行期日に関する規定で、各医療費助成の受給者証の更新期日となる平成30年8月1日から施行するとするもので、施行日までの間については、町民への周知のほか、医師会、各医療機関等への周知や準備を行っていきたいと考えております。

第2項は、経過措置に関する規定で、この条例の施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものであります。

第3項は、本条例の題名を改正したことにより、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の別表1中にある厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の条例名及びこれに係る事務の名称を改める内容の改正及び第2表中にある厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の条例名及びこれに係る事務の名称を改める内容の改正を行うものであります。なお、改正前の別表2中にあります厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例の名称については、厚岸町個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定時において、条例名を厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例とすべきところ、厚岸町乳幼児医療費の助成に関する条例と誤った表記としていたことについておわびを申し上げます。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第13 議案第29号厚岸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第29号厚岸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書65ページをお開き願います。

議案第29号厚岸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例であります。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部が平成30年4月1日から施行され、高齢者の医療の確保に関する法律の一部が改正されることに伴い、被保険者が加入している後期高齢者医療広域連合以外の区域にある病院や施設に入院、入所等をする場合、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とする住所地特例の規定に、国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定により住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該、住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者とする規定が追加されたことから、厚岸町後期高齢者医療に関する条例に規定している本町が保険料を徴収すべき被保険者に加える必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容につきましては、議案書で説明をさせていただきますが、別に配付しております議案第29号説明資料、①厚岸町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、新旧対照表及び議案第29号説明資料、②関係法令の抜粋を参考としてください。

改正内容であります。

第3条は、厚岸町が保険料を徴収すべき被保険者の要件について各号で規定しているものですが、同条第2号中、第2項の次に、（これらの規定を法第55条の2、第2項において準用する場合を含む）を加え、同条第3号として法第55条の2、第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法第116条の2、第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により厚岸町に住所を有すると見なされた国民健康保険の被

保険者であった被保険者とする規定を整備するものであります。なお、この改正により影響を受けることとなる他の都府県にある病院及び施設等に入院、入所等をしている当町の国民健康保険の被保険者は、現在はおりません。

附則第2条の改正は、既に不要となった規定を削るもので、附則第3条の改正は、第2条を削るため条番号の繰り上げを行うものであります。

附則であります。この条例は、平成30年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第14、議案第30号厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第30号厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書66ページをお開き願います。

議案第30号厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例であります。持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部が平成30年4月1日から施行され、国民健康保険法の一部について改正がされることに伴い、厚岸町国民健康保険条例においても改正をする必要が生じたものであります。

改正内容につきましては、一つ目は、国民健康保険の運営について市町村が行う国民健康保険から都道府県が、当該、都道府県の市町村とともに行う国民健康保険に改正されること。

二つ目は、国民健康保険運営協議会について、これまで国民健康保険法第11条の規定で、市町村に設置するとされていたものが、改正後では、都道府県と市町村にそれぞれ設置することとなり、その名称を国民健康保険運営協議会から国民健康保険事業の運営

に関する協議会に改め、それぞれの役割について規定される改正がされること。

三つ目は、国民健康保険法第58条で、保険者が条例で定めると規定されている葬祭費の支給について、国民健康保険法第82条の2の規定に基づき北海道が策定する国民健康保険運営方針において、業務の広域化、効率化の観点から、現在、道内市町村により異なっている支給額を、道内どの市町村に住んでいても共通の給付が受けられるよう、支給額を統一することとする改正であります。

それでは、別にお配りしている議案第30号説明資料、①厚岸町国民健康保険条例の一部を改正する条例、新旧対照表をごらん願います。

改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて議案第30号、説明資料②関係法令の抜粋を配付しておりますので、参考としてください。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

はじめに、目次ですが、法制執務のルールといたしまして、条例の本則が章により区分されている場合は、その内容の理解と検索を容易にするため目次をつけることとされていますが、現行の厚岸町国民健康保険条例には目次がつけられていないため、今回の改正にあわせ各証明及びそこに属する条文の範囲を表す目次をつけるものであります。

第1章の改正は、国民健康保険法の改正に伴い市町村と都道府県が共同で保険運営を行うこととなるため、この町が行う国民健康保険とあるのを、この町が行う国民健康保険の事務に改めるもので、第1条についても同様の改正をするとともに見出しを削るものであります。

第1章の改正は、国民健康保険法第11条の改正により町に設置する国民健康保険運営協議会が市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に改められるため、改正後の第2条第1項で改正後の国民健康保険法第11条第2項の規定により、町に設置する協議会の名称を、厚岸町国民健康保険運営協議会とし、同条第2項で協議会の委員の点数を定める規定を整備するとともに、戻って証明を厚岸町国民健康保険運営協議会に改め、第2条の見出しを削るものであります。

第4条及び第5条の改正は、削除となっている規定の文言の整理をするものであります。

第7条は、葬祭費に関する規定で、国民健康保険の被保険者が死亡したときに葬祭を行う者に対し、支給する葬祭費の額、現行1万円を3万円に改めるものであります。

2ページをご覧ください。

第8条は、改正後の第2条、第1項で同じ法名が引用されたことに伴い、法律番号を削る改正と見出しを削るものであります。

第9条は、見出しを削るものであります。

附則であります。

第1項は、施行期日で、この条例は平成30年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、経過措置で、この条例の施行の日以後の葬祭に係る葬祭費の支給について適用し、同日前の葬祭に係る葬祭費については、なお従前の例によるとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。
ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

8 番、南谷議員。

●南谷議員 改正の内容については、おおむね理解をさせていただきました。

若干ちょっと初歩的なことなのですが、確認をさせていただきたいなど。

第2条2項のほうに、名称が変わると、今までの運営協議会に厚岸町がつくと。この運営協議会についてお尋ねをさせていただきたいなと思います。

被保険者を代表する委員4人、それから、医療関係が4人、広域を代表する4人ということで従来も、こういうメンバーで12人で構成されていたのかなと理解をさせていただきました。

この運営委員というのは、任命権者、任期はどうなっているのか。それからさらには、今回、この制度が厚岸町から北海道にということによって、この仕事の運営協議会の役割というのは変わりがあるのかなのか、この3点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 国民健康保険運営協議会の委員につきましては、町長が委嘱をすることになります。

任期については、法律で定められてございますので、あえて条例では定めないとさせていただきます。

厚岸町が設置する運営協議会で行うことについては、従来どおり保険税に関すること。それから、給付に関すること等でございます。従来と同様でございます。

●議長（佐藤議員） 8 番、南谷議員。

●南谷議員 変わらないということはよく分かりました。

ちょっと確認するのですが、条例で定めている、法律で決まっているから任期は実際のところ2年なのですか。そこのところ確認。決まっているからいつまでもいいのかどうなのかと解釈もできるので、もともと2年だったよ。それは法で決まっているから条例では定めていませんよと、こういう理解でいいのかな。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） そのとおりでございます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第15 議案第31号厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第31号厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

このたびの条例改正は、平成30年度から平成32年度までの介護保険料について、第7期介護保険事業計画に基づくサービス業や介護給付費の見込みなどから、新たな保険料率及び保険料の軽減措置を定めるほか、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる平成26年整備法による介護保険法の改正により、同法で規定されていた指定居宅介護支援事業者の指定の申請者の資格要件に関する基準を定めるとともに、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法の一部を改正する法律による介護保険法の改正により、過料に処する対象者の拡大、介護保険法施行令の改正による所得指標の改正と介護保険法施行規則の改正による基準所得金額をそれぞれ改めるものであります。なお、保険料率という文言は、介護保険法施行令第39条第1項で、第1号被保険者の負担能力の区分に応じ、いわゆる段階を設けて定める割合を乗じて得た額と規定されていることから、この文言を用いておりますことをあらかじめご承知おき願います。

本条例の一部改正の内容につきましては、お手元に配付の厚岸町介護保険条例の一部を改正する条例、新旧対照表と議案第31号、説明資料、所得段階別介護保険料比較表をごらん願います。

ここからは、この新旧対照表及び比較表によりまして、ご説明申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第2条の保険料率について、第1項各号列記以外の部分の改正は保険料率の適用年度を改めるものであります。

次に、第1項各号の一部改正についてであります。介護保険法施行令第39条では、第1段階から第5段階までは、基準額に10分の5、10分の7.5、10分の9、10分の10を標準として市町村が定める割合を規定し、合計所得金額が市町村が定める額未満のものについては、第6段階では、10分の10を超える割合で市町村が定める割合と、第7段階か

ら第9段階においては、さらにこれを超える割合で市町村が定める割合と、第10段階では、それらを超える割合で市町村が定めることができる割合と規定しており、これらの規定を適用するものであります。

ここからは比較表をあわせてご覧ください。

第2条第1項第1号は、比較表の第7期介護保険料基準額の第1段階に当たり、保険料率を第6期基準額の3万600円から3,000円引き下げ、2万7,600円に改めるものであります。

第2号は、第2段階に当たり保険料率は4万2,228円から4,140円引き下げ、3万8,088円に改めるものであります。

第3号は、第3段階に当たり保険料率は4万5,900円から4,500円引き下げ、4万1,400円に改めるものであります。

第4号は、第4段階に当たり保険料率は5万5,080円から5,400円引き下げ、4万9,680円に改めるものであります。

第5号は、第5段階に当たり保険料率は6万1,200円から6,000円引き下げ、5万5,200円に改めるもので、この段階を基準保険料としております。

第6号は、第6段階に当たり保険料率は7万3,440円から7,200円引き下げ、6万6,240円に改めるものであります。なお、第6段階には、所得指標の変更により合計所得金額について、長期譲渡所得等の特別控除額等を控除して得た額とする規定を追加し、これを第11段階まで同様としております。

第7号から第10号については、国の基準所得金額の見直しにより、第7段階と第8段階を区分する合計所得金額と第9段階と第10段階を区分する合計所得金額を改めております。

第7号は、第7段階に当たり対象者は本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上、190万円未満を120万円以上、200万円未満に。保険料率は7万9,560円から7,800円引き下げ、7万1,760円に改めるものであります。

第8号は、第8段階に当たり対象者は本人が住民税課税で、合計所得金額が190万円以上、250万円未満を200万円以上、250万円未満に。保険料率は8万8,740円から8,700円引き下げ、8万400円に改めるものであります。

新旧対照表の2ページをお開き願います。

第9号は、第9段階に当たり対象者は本人が住民税課税で、合計所得金額は250万円以上、290万円未満を250万円以上、300万円未満に。保険料率は9万1,800円から9,000円引き下げ、8万2,800円に改めるものであります。

第10号は、第10段階に当たり対象者は本人が住民税課税で、合計所得金額が290万円以上、500万円未満を300万円以上、500万円未満に。保険料率は10万980円から9,900円引き下げ、9万1,080円に改めるものであります。

第11号は、第11段階に当たり本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上の人が対象で、保険料率は10万7,100円から1万500円引き下げ、9万6,600円に改めるものであります。

次に、第2項の改正につきましては、比較表をご覧ください。

第1段階における老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人、生活保護の

受給者、世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人に対する軽減措置を設ける規定で、平成30年度から平成32年度の各年度における保険料率を、前項第1号の規定にかかわらず、2万4,840円とし、基準額に対する割合を0.45とするもので、この軽減に要する費用は国が2分の1、道が4分の1、町が4分の1を負担するものです。そのほか文言の整理を行うものであります。

次に、現行第3項は、平成29年度に関する規定のため削るものです。

次に、現行第4項、第3項に繰り上げ、前3項を前2項に改正するものです。

次に、第17条第2項は、平成26年整備法による介護保険法の改正によるもので、これまで北海道が行っていた事業者の指定、具体的には、介護支援専門医、いわゆるケアマネージャーのいる事業所の指定を市町村が行うこととされたことから、北海道と同様の基準を規定するものであり、今回新たに介護保険法第79条第2項第1号の引用を加え、指定居宅介護支援事業者の指定申請者に関する基準を追加するものです。

次に、第21条は、過料に処する対象者について、第1号被保険者の配偶者等を第2号被保険者の配偶者等まで対象範囲を拡大する改正です。

次に、附則の改正であります。附則第8条について第2条第1項第6号に所得指標の変更による追加により同法法令番号が規定されたことから、法令番号を削除するものです。

議案書の69ページにお戻り願います。附則でございます。

第1条として、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2条は経過措置であります。改正前の保険料率の適用の経過措置を規定しているものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 介護保険料なのですけれども、4期から5期に変わったときに保険料率が上がって、5期から6期のときは、たしか据え置きといった中で、今回、6期から7期に変わる段階で、総じて減額という方向になってきて、昨今、どんな、この期に対しては下がることなく、どんどんどんどん上がっていく中で介護保険料がこのように減額になったというのは、私なども前から準備基金というものを、過度な積み上げをしないで3年間の中で、できるだけ還元する中で保険料の増額を抑えるべきだと言ってきた者にとっては大変ありがたいことだと思って、よく決断していただいたと思っております。

安ければいいというものでは当然ない。当然、7期はこうやってこれがいいのかもしれないけれども、それ以降と言ったものを無視してはいけない、適正な金額と言っている者としては、やはりそれ以降も適正な運営がどうなのかと知り得ないといけないと思うのですよ。

第6期とか第5期のときには、介護保険事業計画というのを議会のほうにも示されていたと思うのですけれども、今回、この第7期のときには、その事業計画が示されていないので、第7期の3年間の中でどれだけの介護保険の需要とがあって、保険料がどれ

だけ入ってきて、そこに、例えば、準備基金がどれだけ投入されてというものが、いまいちよく分からないのですよね。これは、やはりちょっと審議を進める上では大変困るのですけれども、いまさら事業計画を出してくれとも言いませんので、とりあえず監査資料にもありましたけれども、準備基金が1億3,100万円ほどあったように記録しているのですけれども、それが、この第7期の中で、3年間の中で、どれだけの取り崩しがあって、第7期の末期においてはどれだけの残高になるのか。まずこれだけでもやはりお示ししていただきたいと思うのですよ。やはり事業計画については、追って、例えば、4月なり5月なりといった中でも、議会のほうにも示していただきたいと思うのですけれども、これらについてどのようになるか教えていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） まず、計画のことでございますけれども、高齢者保健福祉計画介護保険事業計画ということで、これは案としてまとめさせていただいております。これにつきましては、2月22日の議員協議会で、この内容を説明させていただいておりますので、今回については提出をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、基金の金額でございますけれども、議員おっしゃられるように、端数ちょっと切っておりますけれども、現在1億3,127万4,000円が基金としてございます。今回の計画の策定に当たりましては、その1億3,127万4,000円のうち1億1,907万4,000円を取り崩して保険料の軽減に充てるということで、残りは1,220万円が基金として、この3年間、30年、31年、32年で1,220万円が残るような形に整理をさせていただいております。この1,220万円といいますのは、やはり事業を執行していく中でどうしても利用者の増減、それから、事業者が増えたり減ったりというような状況が起きますので、その状況によっては、どうしてもこの1,000万円程度は見通せない部分がありますので、この部分については、今回残させていただいて、残りの分については、その保険料のほうの軽減に充てさせていただいたという状況でございます。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 分かりました。

それで、今回、第7段階以降は、所得階層区分で120万円以上190万円が120万円以上200万円とかでも、総じて上のほうが10万円ずつ増えていく形になって、言うなれば下げバイアス、下げるバイアスというのが、圧力というのが高まっているのですけれども、この階層区分のこの見直しで何かあったのでしょうか。何かこういうふうには10万円ずつ上げたという理由というものには何かあるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） これの分については、あくまで国の基準の改正によるものでござ

ざいますので、その具体的なものまではちょっと示されておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 3 番、堀議員。

●堀議員 3 回目の質問いたします。

1 億3,000万円、2 期ぐらいで積み上げていったものが今期ではぼ使う、これについてはいいですよ。やはりその後というものを、この7期の後の8期を見越したときには、将来負担の増をやはりあるものとして町民としては押さえておいたほうがいいのか、それとも人口減やそういった中では、現状の中のこの改正の金額が7期以降の中でも維持ができると思っていけばいいのか、その点について最後に教えていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今回、基金を入れて減額をした金額でございますけれども、今回、保険料を3年間の分を見込みまして出た金額でもって、その保険料の算出をしました金額が5,747円でございます。5,747円に、この1億1,907万4,000円の基金を入れまして、今回の4,600円に減額をさせていただいたと。それで、ちなみに、前回、第6期でございますけれども、6期は算定した金額が5,558円で、これに4,712万円を基金から入れるということで5,100円としていたものでございます。

そうしますと、今回であれば5,747円が正規な保険料になると思います。としますと、次回については、この金額に近いものにまた出てくると思いますので、それに戻るといような形になると考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第6 議案第32号厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第32号厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容について、ご説明させていただきます。

このたび改正しようとする条例は、居宅介護サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が平成30年4月1日に施行されることに伴い、障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所の指定を受け、介護保険サービスを提供する場合、介護支援専門医、いわゆるケアマネジャーと障害福祉制度における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員と連携につとめる規定等を追加するものでございます。

お手元に配付の議案第32号説明資料、厚岸町指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

この条例で定めるべき基準の累計につきましては、新旧対照表、右の欄の改正要旨欄に、条項ごとに従うべき基準、または参酌すべき基準を記載しておりますが、このうち必ず適合しなければならない基準である従うべき基準に係る条項は、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準に従い同様に改正し、十分参照しなければならない基準である参酌すべき基準におきましても、国の基準とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準どおりに改正するものでございます。

次に、改正の内容について新旧対照表により、ご説明させていただきます。

第2条第3項の改正は、本条で引用している法の条項が繰り下がったことにより引用する項番号を改め第4項の改正は、障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との連携に努めることの規定を追加するものです。

第5条の改正は、次ページにわたり第2項に、サービス利用者が複数の事業所の紹介を求めることが可能である説明を義務化する定義を追加し、第3項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、各項で引用している項番号及び字句をあわせて改正し、新たに第3項として入院時における医療機関との連携を促進するため、利用申込者またはその家族に対し、担当職員の氏名等を入院先医療機関へ提供するよう依頼することを義務づける規定を加えるものです。

第7条及び第11条の改正は、字句の整理であります。

3ページをお開きください。第14条の見出し第19条及び第28条の改正は字句の整理であります。

第29条第2項の改正は、各号で引用している法の条項が繰り下がったことにより引用する号番号を改めるものです。

第31条の改正は第9号に利用者及びその家族のサービス担当者会議への参加を基本とする字句を追加し、第14号の次に、新たに第14号の2として事業所から伝達されたサービス利用者の状態やケアマネージャーが把握した状態について、主治医の医師等に必要な情報伝達を行うことを義務づける規定を追加し、第15号は字句の整理。第16号は引用条番号の改正。第19号から第21号は字句の整理。新たに第21号の2としてサービスの利用に際し、意見を求めた主治の医師等に介護予防サービス計画を交付することを義務づける規定を追加し、第24号及び次ページの第25号は字句を整理するものです。第32条及び第33条の改正は字句の整理であります。

議案書の72ページにお戻りください。附則でございます。

この条例は、平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 この改正、要は今まで障害者サービスを受けていた方が、今度は介護保険サービス、それが優先されますよということで、それで共生型になりますよということなのだと思うのですけれども、これ実際、今まで福祉施設のところが、今度は介護サービスも担うということになるのでしょうか。今まで社会福祉サービスだけやっていたところが、新たに人も入れて介護保険サービスのところに着手をするというような事業変更というのですか。今までの事業とはまた形が変わるということなののでしょうか。そして、その場合、当町ではどんなふうになるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この条例は、指定介護予防支援等ということで、いわゆる要支援の方たちが介護予防関係のサービスを利用される方たちの事業所の規定を厚岸町が、その基準として持っているということで、このことでもともと障害の施設が65歳以上になる方が出てきたときに、その方を障害の制度で見られないものですから、介護保険の制度で見られるようにするために、その事業所が介護保険の事業所の指定を受けるということになります。

それでいきますと、厚岸町には、そういう施設ございませんので、実際には、この改正でもって町内の事業所がどうかということはないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 今の質疑を聞いておったのですけれども、厚岸町にないよということなのですから、要支援の方が今後、そういう施設がこの条例に基づいて資格を取得しますよという

ことは、将来もないよということは断言できないと思うのですけれども、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） おっしゃるとおりです。そういう事業所が出てくれば、当然、この基準に基づいて厚岸町のほうに申請をいただいて、指定をしなければ事業ができないということになりますので、そういうことでございます。

●議長（佐藤議員） 8 番、南谷議員。

●南谷議員 制度が変わって、それぞれ町内にもいろいろな事業所が一生懸命頑張っておられるわけですから、町としてこの制度改正に伴って、やはりきちんと今はいずれ65歳未満の人が入っているかどうか、入所されているかどうか僕は分かりません。でも、その人たちがいずれ65歳になったときに、町内にありませんよではかわいそうだと思うのですよ。やはりそのためにも今回の制度改正になったことを機に所管としては、やはり将来に向けてそういう人たちのためにしっかり取り組んでいくべきと考えますが、いかがですか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 共生型のということで障害の事業所が介護保険の事業所のものを受けるということで、厚岸町から行っている施設に入所されている方もいらっしゃいますので、そういった方については、その施設がその介護保険のサービスの指定を受けてもらわなければ、そこでサービスを受けられなくなってしまいますので、そういう部分は、もちろんきちんと把握をして、その方が施設から行き先がないような状況というのは、ないように把握をしていきたいと思っております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

日程第17 議案第33号厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明させていただきます。

このたび改正しようとする条例は、居宅介護サービス等の事業の人員設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正が平成30年4月1日に施行されることに伴うもので、その内容としましては、現在、障害福祉サービスを利用してきた障害者が65歳を迎えると、同じ事業所で介護保険サービスを受けることはできませんが、平成30年4月1日施行の介護保険法の改正に伴い、障害福祉サービス事業所が介護保険サービス事業所の指定を受けることで介護保険サービスを提供できるようにするほか、身体的拘束等の適正化のための対策を義務づける規定の追加及び長期の療養が必要な要介護者に対し、療養上の管理、看護、機能訓練等を行うことを目的とする介護医療院が平成30年度より創設されることに伴う規定の追加等になります。

お手元に配付の議案第33号説明資料、厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、新旧対照表をご覧ください。

この条例で定めるべき基準の累計につきましては、新旧対照表、右の欄の改正要旨欄に、条項ごとに従うべき基準、標準または参酌すべき基準を記載しておりますが、このうち必ず適合しなければならない基準である従うべき基準及び通常によるべき基準である標準に係る条項は、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準に従い同様に改正し、十分参照しなければならない基準であり、参酌すべき基準におきましても、国の基準とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準のとおりに改正するものでございます。

次に、改正の内容について新旧対照表により、ご説明させていただきます。

目次の改正は第3章の2、第5節を第6節に繰り下げ、新たに追加する第5節を目次に追加するものです。

第1条の改正は障害福祉制度の指定を受けた事業所が共生型の指定を受けられるように基準を設定したことに伴う引用条項の追加であります。

第2条は、本条例に新たに定める共生型地域密着型サービスの定義を加えることに伴う改正であります。

第5条、第1号の改正は2ページにわたり政令で定めるとした規定の具体的内容の明確化と略称規定の追加であります。

第6条、第2項は、厚生労働大臣が定めるとする規定の根拠の明確化とオペレーターの設置基準見直しによる改正で、以下、第5項から第8項までの改正については、オペレーターの基準見直しによる時間の指定を受けずに、介護医療院の創設に伴う字句の追加、3ページの第12項の改正は引用している条項の改正により、引用する項番号を改め

るものです。

第7条の改正は字句の追加によるものです。

第8条第4項の改正は引用条番号の改正によるものです。

第14条は、4ページにわたり、省令で定められていた指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を平成30年度より町条例において新たに定める改正です。

第16条の改正は第5条において約証規定を追加したことに伴う字句の整理によるものです。

第23条第2項及び第26条第2項の改正はそれぞれの字句の整理によるものです。

5ページの第32条第3項の改正はオペレーターの基準見直しによる時間の指定を削るものです。

第39条第1項の改正は所在市町村の職員が介護医療連携推進会議の構成員となるべき旨を明確にしたものと会議の開催頻度を緩和したもので、第4項は地域の住民に対するサービス提供を努力義務から義務に改めたものです。

第46条の改正は6ページにわたり政令で定めるとした規定の根拠を明確化したものです。

第47条第1項の改正は字句の整理によるもの。

第2項の改正は厚生労働大臣が定めるものとした規定の根拠を明確化し、オペレーターの基準見直しによるものです。

7ページ、第48条の改正は字句の追加によるものです。

第49条第4項の改正は引用条番号の改正によるもので、第56条第3項の改正は字句の整理によるものです。

8ページをお開き願います。

第59条は読替規定の追加と字句の整理によるものです。

第59条の3、第1項及び9ページの第3項、59条の4、59条の5、第2項及び第4項の改正は字句の整理によるものです。

第59条の7、第3項の改正は10ページ、字句の整理によるもの。第4項の改正は厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化したものです。

第59条の9、第4号の改正は字句の整理。第6号は引用している法の条項が改正されたことにより、引用条項を改正するもの及び字句の整理によるものです。

第59条の10の改正は字句の整理。

第59条の17、第1項の改正は所在市町村の職員が運営推進会議の構成員となるべき旨を明確化したことによるもの。

第4項の改正は11ページにわたり字句の整理によるものです。

第59条の20の改正は読替規定の追加によるものです。

次に、第3章の2の第5節を第6節に繰り下げ、新たに第5節を加えるもので、13ページまでは共生型地域密着型サービスに関する基準を設けるものです。

第59条の20の2では、12ページにわたり、共生型地域密着型通所介護における基準を定めるもので、共生型地域密着型サービスの事業を行う指定生活介護事業者指定自立訓練事業者、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等児童デイサービス事業者が満たすべき基準となっております。

第59条の20の3では、13ページにわたり、共生型地域密着型通所介護に対し、この条例における規定の準用に関する規定であります。

この条例の第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで第41条、第53条及び第59条の2、第59条の4、第59条の5、第4項並びに前節からの準用の内容は、サービスの内容及び手続の説明及び同意、サービスの提供拒否の禁止、サービスの提供困難時の対応、受給資格等の確認。要介護認定の申請に係る援助、指定居宅介護支援事業者等との連携、法定代理受領サービスの提供を受けるための援助、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、居宅サービス計画等の変更の援助、サービスの提供の記録、保険給付の請求のための証明書の交付、利用者に対する町への通知、掲示、秘密保持と公告、指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理、会計の区分、緊急時の対応、基本方針、管理者、設備及び備品等運営に関する基準となっております。

第59条の21の改正は第5節が新たに加わったことによる引用字句の整理です。
第59条の23、第2項の改正は字句の整理。第59条の24、第1項の改正は字句の追加によるものです。

14ページをお開き願います。

第59条の25の改正は指定療養型通所介護事業所の利用定員を変更するものです。

第59条の26、第59条の27及び第59条の30の改正は字句の整理。

第59条の31、第3項の改正は同基準条例の規定とした規定の根拠の明確化によるもの。

15ページ、第59条の34の改正は字句の整理であります。

第59条の38の改正は重要事項の掲示をすることを追加及び字句の整理をするものです。

第61条の改正は平成30年度より介護医療院が創設されるのに伴う字句の追加となります。

第62条第1項の改正は字句の追加。

16ページの第2項の改正は厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化したもので、第63条の改正は字句の整理によるものです。

第65条第1項の改正は17ページにわたり、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入居者、生活介護における利用定員数を1施設当たり3人以下から1ユニット当たりユニットの入居者と合わせて12人以下に見直ししたことによるものであり、第2項の改正は本項で引用している条項が改正されたことにより引用する項番号を追加するものです。

第66条第1項の改正は字句の追加。

第71条は引用条番号の改正。

第80条の改正は18ページにわたり、読替規定の追加によるものです。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後4時52分休憩

午後4時53分再開

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

ここで、会議時間の延長を行います。

本日の会議時間は、議案第33号が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

課長、続けてください。

●保健福祉課長（阿部課長） 第82条の改正は20ページまでにわたり、第1項に、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の創設に伴うもの及び、19ページ、第6項の表に項番号を加え、表中の字句の整理と介護医療院の追加。第7項は20ページ、新設の第191条第8項に規定する本体事業所と区別するための略称規定の範囲を改正し、第10項では第6項の表に項番号を振ったことによる引用規定の改正。第11項の改正は厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化。第12項の改正は字句の削除をするものです。第83条第1項の改正は字句の追加と第82条第6項の表に項番号を振ったことによる引用規定の改正。

21ページの第3項及び第84条の改正は介護医療院の字句を追加し、厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化するものです。第86条の改正は字句の整理。

22ページ、第90条第4項の改正は厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化するものです。

第91条第2項の改正は字句の整理。

第93条第2項の改正は国で定めていた指定居宅支援等の事業の人員及び運営に関する基準を平成30年度により町条例において定めることによるものです。

第96条第3項、第102条第2項の改正は字句の整理。

23ページ、第103条第3項の改正は介護医療院の字句を追加するものです。

第108条の改正は読替規定の追加。第110条第5項の改正は字句の追加。第6項の改正は厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化するもの。

第7項の改正は字句を追加するものです。

第111条第1項の改正は24ページにわたり、字句の追加。

第2項及び第112条の改正は介護医療院の字句を追加し、厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化するものです。

第117条の改正は第7項を第8項に繰り下げ、新たに第7項として身体拘束等のさらなる適正化を図るための措置を規定するものです。

25ページ、第125条第3項の改正は介護医療院を追加し、第128条の改正は読替規定を追加するものです。

第130条第4項の改正は介護医療院の追加と字句の整理。第5項及び第6項の改正は26ページにわたり、字句の整理。第7項の改正は第1号に言語聴覚士を追加し、第3号に介護医療院の規定を追加するものです。

第131条の改正は字句の追加。第132条の第4項、第133条見出しの改正は字句の整理。

27ページ、第138条の改正は第6項を第7項に繰り下げ、新たに第6項として身体拘束等のさらなる適正化を図るための措置を規定するものです。

第149条の改正は読替規定の追加。第151条第3項の改正は28ページにわたり、字句の整理と同条の改正に伴う略称規定の追加。第4項の改正は引用条番号の改正と介護医療

院の追加。

第8項の改正は第2号に言語聴覚士を追加し、第4号に介護医療院の規定を追加するもの。第17項の改正は字句の整理によるものです。

29ページ、第153条の改正は介護医療院の字句の追加。第156条第3項、各号及び第4項の改正は厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化するものです。

第157条の改正は第6項を第7項に繰り下げ、新たに第6項として身体拘束等のさらなる適正化を図るための措置を規定するものです。

第165条の2の改正は30ページにわたり、指定地域密着型介護老人福祉施設における入所者の病状の急変等に備え、対応方針の策定を義務づける規定を追加するものです。

第168条の改正は第6号と第7号を1号ずつ繰り下げ、新たに第6号として入所者の病状の急変に備え、対応方針の策定を義務づける規定を追加するものです。

第169条の改正は字句の整理。第171条第2項、第4号の改正は厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化するものです。

第177条の改正は読替規定の追加、31ページの第178条の改正は字句の整理によるものです。

第181条第3項、各号及び第4項の改正は厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化するものです。

第182条の改正は第5項が字句の整理。

32ページ、第8項を第9項に繰り下げ、新たに第8項として身体拘束等のさらなる適正化を図るための措置を規定するものです。

第186条の改正は第7号と第8号を1号ずつ繰り下げ、新たに第7号として入所者の病状の急変等に備え、対応方針を義務づける規定を追加するものです。

第187条第4号の改正は字句の整理によるもの。

第189条の改正は33ページにわたり、読替規定の追加によるもの。

第190条の改正は引用している省令が改正されたことにより、引用する条番号を改正及び同基準条例の規定とした規定の根拠を明確化するものです。

第191条の改正は36ページにわたり、第1項及び34ページの第6項では、第8項に規定する本体事業所と区別するため、字句を整理し、平成30年度からサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の創設に伴う規定の追加。

第7項では、35ページ、介護医療院創設に伴う字句の追加。

36ページでは、第10項を第14項に繰り下げ、同基準条例の規定とした規定の根拠を明確化し、35ページに戻りまして、新たに第13項としてサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の創設に伴う規定の追加。

第9号を第12号に繰り下げ、厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化し、第8項を第11項に繰り下げ、項の追加に伴う引用項番号を改正し、第7項の次に、第8項から第10項までサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の創設に伴う規定の追加を行うものです。

36ページ、第192条第1項は字句を追加。第2項を第3項に繰り下げ、字句の整理と介護医療院の追加及び厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確し、新たに第2項としてサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護支援事業所の創設に伴う規定の追加

を行うものです。

第193条の改正は37ページにわたり、介護医療院の追加及び厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化したものです。

第194条第1項はサテライト型事業所の創設に伴い、登録定員の規定を追加し、第2項各号においてもサテライト型事業所の創設に伴う登録定員の規定を追加するものです。

第195条第2項は字句の整理。第2号に、オとして指定小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合の指定基準緩和に係る規定を追加するものです。

38ページをお開きください。

第196条第2項は字句の整理であります。

第199条第1項の改正はサテライト型事業所の創設に伴う規定を追加するもので、第4項の改正は字句の整理です。

第202条の改正は39ページにわたり、読替規定及び引用条項の追加であります。

附則第2条の改正は厚生労働大臣が定めるとした規定の根拠を明確化したものです。

議案書の90ページにお戻りください。附則でございます。施行日でございます。

この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

ございませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 厚岸町指定地域密着型サービス事業の人員設備及び運営に関する基準を定める条例と、非常に長い名前でございますが、該当するサービスでございますが、心和園のユニット型18ベッド分、それから、田中さんグループホームの36ベッド、これらの事業に規定にかかわる町条例と理解をさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 現在、厚岸町内にございますのは、その心和園が1カ所、それから、グループホームが2カ所ということで、3カ所ということでございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 課長が声がかけられるのはよく分かります。これだけ厚いわけでございますから。

僕の頭でも全然ついていけないのですけれども、2点だけお尋ねさせていただきます。

まず、サテライト型事業、僕、厚文の委員でないものですから、初めて耳にするような言葉なので、この事業について、今回、条例に関する部分でどういうことなのか、もう少し大枠でよろしいですから教えていただきたい。

それから、それぞれの事業につきましてはよろしいのですけれども、当然、グループ

ホームと心和園、少なくとも心和園は厚岸町の指定をしているわけですが、平等な扱い、担当課としてはしなければならないだろうと。ある意味では、心和園のその指導というものもあるだろう。そういう意味では、これからその所管として大変だなと、これらについて今後のスケジュール、どのようになっていくのかなと。その部分で、入り口でよろしいですからお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今現在、この指定基準、この条例に基づいてその3カ所が指定を受けております。そして、今回の改正自体は、先ほども言いました障害の施設との共生型の部分ですとか、それから、介護医療院の創設ですとか、そういったものが介護保険法で改正、追加されたことによりまして、それらを含めてこの基準が改正になっておりますので、その指定自体は、今、もう既に指定しておりますので何ら変わるものではございません。

新たにその介護医療院というようなものが出てきたり、それから、先ほどサテライト型というのでございますけれども、これは看護小規模多機能型居宅介護ということで、その施設のサテライト、要は出先の機関ということになるのだと思うのですが、そういう施設もこの対象になりますという内容でございますので、今、この条例を改正をしてすぐ何かを変えんということは、今、厚岸町の部分ではないと考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議長） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

本日の会議は、この程度にとどめ、12日に延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、12日に延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5 時07分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成30年 3 月 9 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員